【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年6月25日

【事業年度】 第11期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】ネットイヤーグループ株式会社【英訳名】Netyear Group Corporation【代表者の役職氏名】代表取締役社長 石黒 不二代【本店の所在の場所】東京都渋谷区桜丘町26番 1号【電話番号】03 - 5728 - 0600 (代表)【事務連絡者氏名】経理部長 播本 孝

【最寄りの連絡場所】東京都渋谷区桜丘町26番1号【電話番号】03 - 5728 - 0600 (代表)【事務連絡者氏名】経理部長 播本 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(千円)	-	2,534,137	3,363,792	3,083,035	3,070,146
経常利益又は経常損失()	(千円)	-	237,482	324,067	12,597	63,826
当期純利益又は当期純損失 ()	(千円)	-	275,366	382,027	185,716	68,962
純資産額	(千円)	-	1,440,708	1,990,577	1,792,036	1,846,675
総資産額	(千円)	-	1,852,694	2,423,566	2,121,275	2,157,234
1株当たり純資産額	(円)	-	24,560.33	30,785.30	27,482.69	28,136.73
1 株当たり当期純利益金額又 は1 株当たり当期純損失金額 ()	(円)	-	4,806.79	6,465.62	2,849.77	1,052.67
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	(円)	-	-	6,433.39	-	1,044.07
自己資本比率	(%)	-	77.8	82.1	84.5	85.6
自己資本利益率	(%)	-	22.1	22.3	-	3.8
株価収益率	(倍)	-	-	9.9	-	27.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	-	307,131	196,914	49,802	213,148
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	-	142,384	124,168	188,302	22,333
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	114,000	154,047	12,325	14,848
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	-	628,381	855,175	704,351	880,317
従業員数	(人)	-	127	168	207	171

- (注) 1. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しているため、第7期以前の「連結経営指標等」については記載して おりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第10期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 4. 第10期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
 - 5.第8期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。また、第10期については、当期純損失であるため記載しておりません。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(千円)	1,607,030	2,534,137	3,362,492	3,028,404	2,880,290
経常利益	(千円)	105,015	244,272	300,748	2,904	38,013
当期純利益又は当期純損失 ()	(千円)	206,421	283,352	375,826	234,066	54,521
持分法を適用した場合の投資 利益又は投資損失()	(千円)	11,189	-	-	-	-
資本金	(千円)	366,250	423,250	511,570	515,665	518,590
発行済株式総数	(株)	55,660	58,660	64,660	65,206	65,596
純資産額	(千円)	1,062,531	1,459,884	2,003,551	1,756,660	1,795,840
総資産額	(千円)	1,405,111	1,870,239	2,437,563	2,077,761	2,172,435
1株当たり純資産額	(円)	19,089.68	24,887.22	30,985.95	26,940.17	27,377.29
1株当たり配当額(うち1株	/ III \	-	150	325	325	325
当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	3,708.61	4,946.19	6,360.66	3,591.68	832.24
さまり 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	(円)	-	-	6,328.96	-	825.44
自己資本比率	(%)	75.6	78.1	82.2	84.5	82.7
自己資本利益率	(%)	21.5	22.5	21.7	-	3.1
株価収益率	(倍)	-	-	10.0	-	34.5
配当性向	(%)	-	3.1	5.1	-	39.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	65,160	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	132,666	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	349,635	-	-	-	-
従業員数 (注) 1 末上京には、※書籍	(人)	99	117	145	169	128

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第7期及び第8期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第10期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3.第10期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 4.第7期及び第8期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第10期については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 5.第8期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

(当社の設立等について)

当社は、米国のNetyear Group, Inc.の子会社として設立されております。Netyear Group, Inc.は、平成9年10月に株式会社電通国際情報サービスの米国法人であるISI-Dentsu of America, Inc.の子会社として設立され、米国においてSIPS事業(後述)及びインキュベーション事業(起業支援事業:ベンチャー企業に対する支援を資金面だけでなく、より多くの投資リターンを上げるために技術的・経営的にサポートする事業)を展開しておりましたが、平成10年10月に当時の経営陣によるMBO(経営陣による企業買収)により電通グループより独立しております。

Netyear Group, Inc. は、米国において事業を展開しておりましたが、当時米国と比較して日本国内におけるインターネット関連市場は未成熟な状況であり、より多くの事業機会が見込まれること等の理由から、平成11年7月に日本国内の事業拠点として当社を設立し、日本国内に事業を移管しております。

当社設立以後にかかる経緯は、次のとおりであります。

年月	にかがる経緯は、次のとのりであります。 事項
平成11年7月	東京都港区にネットイヤー・ナレッジキャピタル・パートナーズ株式会社(現当社、資本金
	360,000千円)を設立、SIPS事業及びインキュベーション事業を開始
平成12年1月	 ネットイヤーグループ株式会社に商号変更
平成13年3月	│ │ インキュベーション事業の推進を目的として、株式会社ネットイヤー・ナレッジキャピタルパート
	ナーズの株式を100%取得し子会社化
平成14年9月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転
平成15年6月	事業方針の転換により株式会社ネットイヤー・ナレッジキャピタルパートナーズの株式を譲渡
平成15年7月	Netyear Group, Inc.と資本関係を解消
平成15年7月	第4回第三者割当増資をソラン株式会社を割当先として実施(資本金366,250千円)、ソラン株式
	会社の連結子会社となる
平成17年7月	事業所拡張のため本社近隣(東京都渋谷区)に道玄坂オフィスを設置
平成18年1月	ソラン株式会社との合弁会社として、インターネット技術を使用した新しいビジネスモデルの研究
	と事業開発を目的とするトリビティー株式会社(現 ネットイヤーゼロ株式会社及び連結子会社)
	を設立
平成18年9月	ウェブサイト制作・運用を事業目的とするネットイヤークラフト株式会社(現 連結子会社)を設
	立
平成18年10月	株式会社電通イーマーケティングワン及びアビームコンサルティング株式会社との合弁会社とし
	て、マーケティングコンサルティングにかかるサービス提供に特化した株式会社電通ネットイヤー
	アビーム(現 持分法適用関連会社)を設立
平成19年4月	モバイル分野のマーケティング支援やサイト構築を事業目的とする、ネットイヤームーヴ株式会社
	(現 連結子会社)を設立
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成20年3月	ソラン株式会社の連結子会社からソラン株式会社の持分法適用関連会社に異動
平成20年10月	トリビティー株式会社の株式をソラン株式会社より取得し子会社化
平成21年1月	ソーシャルメディアマーケティングサービスの強化を目的として、株式会社トライバルメディアハ
	ウスの株式を92.6%取得し子会社化
平成21年6月	トリビティー株式会社の商号をネットイヤーゼロ株式会社に変更

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社4社(ネットイヤークラフト株式会社、ネットイヤームーヴ株式会社、株式会社トライバルメディアハウス、ネットイヤーゼロ株式会社)及び持分法適用関連会社1社(株式会社電通ネットイヤーアビーム)で構成され、インターネットの特性を活かした革新的な市場を創造していくことを使命として、SIPS (Strategic Internet Professional Service)事業を中心に展開しております。

(1) 事業内容について

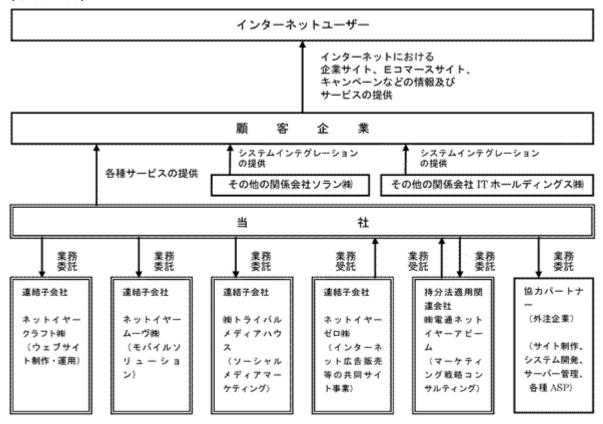
「SIPS (事業)」とは、企業が抱えるマーケティング等に関する課題に対して、インターネットやウェブサイトを活用した解決策の提案及びその実現を行う事業モデルであります。当社グループは、クライアントとの長期的な関係作りを基盤として、マーケティング戦略策定、ブランディング(注1)、ウェブサイト構築・運用、ウェブシステム開発、販売促進等のサービスを、グループ各社との連携を図りつつ総合的に提供しております。

近年、消費者におけるメディア選別の多様化や購買行動の多様化等から、企業等におけるインターネット関連投資は拡大する傾向にあります。当社グループは、インターネット分野におけるマーケティングの重要性及びニーズの高まりに対応するため、戦略コンサルティング、情報デザイン(注2)及びクリエイティブ(注3)の各分野を専門とする人材の採用及び育成を推進しており、また、インターネット業界等における新たな技術ノウハウの吸収を図りつつ、蓄積した独自の課題解決手法等を活用した事業を展開しております。

なお、当社グループにおいては、当社が顧客開拓を含む事業全般の業務を、ネットイヤークラフト株式会社がウェブサイトの制作及び運用業務を、ネットイヤームーヴ株式会社がモバイルソリューション業務を、株式会社トライバルメディアハウスがソーシャルメディアマーケティング業務を、株式会社電通ネットイヤーアビームがマーケティング戦略コンサルティング業務を、それぞれ展開しております。

SIPS事業以外の事業としましては、インターネットを利用するメディアやツールの開発、販売を行う「ウェブメディア事業」があり、ネットイヤーゼロ株式会社がインターネット広告販売等のサイト事業を推進しております。 当社グループの事業系統図は以下の通りであります。

(事業系統図)



有価証券報告書

当社グループのSIPS事業は、コンサルティングサービス、クリエイティブサービス、ウェブソリューションサービス及び、ウェブ運用サービスの4つに区分され、各サービスの内容は以下の通りであります。

コンサルティングサービス

マーケティング戦略、サイト戦略・設計、アクセス解析(注5)、販売促進に関するコンサルティングサービスを提供しております。コンサルティングサービスにおける成果物としましては、主に仕様書、ガイドライン、レポート等のドキュメントとなり、その対価としてコンサルティングフィーを頂いております。

- a.マーケティング戦略コンサルティング
 - 消費者の購買行動が変化する中で、インターネットを駆使した新しいマーケティング戦略、ブランド戦略、 チャネル戦略、サイト戦略、サイトガバナンスに関するコンサルティング
- b. ウェブサイト設計コンサルティング
 - ウェブサイトを事業戦略の観点から効果的に活用し、高い操作性を実現するための概念設計、基本設計に関するコンサルティング
- c. アクセス解析コンサルティング

WWWサーバーに蓄積されたログデータの解析からサイトの利用状況や問題点を分析し、サイトの改善策を提言するコンサルティング

クリエイティブサービス

企業サイト、Eコマース(注6)サイト、携帯サイト、プロモーションサイトなど、各種ウェブサイトに関する、コンテンツ、映像、ロゴ、販売促進ツールなどの企画とデザイン制作等のサービスを提供しております。

クリエイティブサービスにおける成果物としましては、主にウェブサイトの各ページ、コンテンツ等となり、その対価としてサービスフィーを頂いております。

- a . ウェブサイト制作
 - 企業サイト、Eコマースサイト、携帯サイトなど各種ウェブサイトや、サイトに掲載されるコンテンツの企画 及びデザイン制作
- b. その他制作

Flash (注7)、広告、ロゴ、映像、パンフレットなどの企画及びデザイン制作

ウェブソリューションサービス

Eコマース、顧客データベース、コンテンツ管理、ブログ(注8)などウェブシステムの設計及び開発を行っております。一部においてはハードウェア及びソフトウエアライセンスの販売等を行っております。

ウェブソリューションサービスにおける成果物としましては、主に仕様書、プログラム等となり、その対価としてサービスフィーを頂いております。

ウェブ運用サービス

コンテンツ更新、メール配信、システム運用、アクセス解析ASP(注9)など、サイトの全般的な運用サービスを提供しています。ウェブ運用サービスにおいては、顧客企業と期間契約等を結び、定量的あるいは従量的なサービスフィーを頂いております。

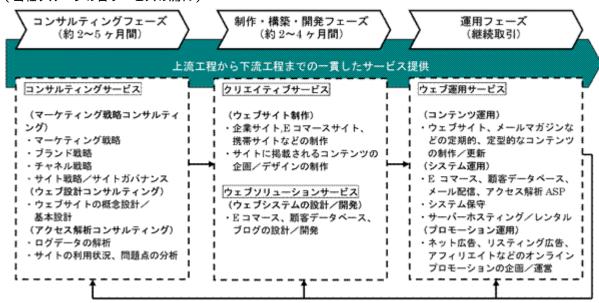
- a . コンテンツ運用
 - ウェブサイトやメールマガジン (注10) などの定期的、定型的なコンテンツ制作、更新業務
- b . システム運用

Eコマース、顧客データベース、メール配信、アクセス解析などのASP及びシステム保守・運用及びサーバーホスティング(注11)、レンタル

c . プロモーション運用

ネット広告、リスティング広告 (注12)、アフィリエイト (注13) などオンラインプロモーションの企画、運営

(当社グループの各サービスの流れ)



(2) 事業体制について

当社グループは、事業展開において必要となる、戦略コンサルタント、マーケティングプランナー、クリエイター、システムエンジニアといった専門スキルを有する人材を揃えることに注力しており、中長期的な視点でクライアントを支援することを基本方針として、コンサルティングサービスからウェブ運用サービスまで(SIPS事業における上流工程から下流工程まで)一貫したソリューションを提供しております。

当社グループにおいては、個々の人材が幅広い業務に関わるのではなく、プロジェクト管理者の統括の下で個々の人材が専門特化した業務を行うことにより、能力を最大限に発揮するとともに専門スキルの向上を図る体制を構築しております。その為、専門スキルを有する人材の重要性は高いと言えます。

また、事業展開においては、戦略コンサルティング、情報デザイン及びクリエイティブ等の上流工程分野に注力することにより、収益性及び競争力向上を推進しており、顧客企業の戦略的パートナーとなることを目標とした事業を展開しております。

(3) 顧客層について

当社グループは、マーケティング・宣伝・広報活動が活発で、当社グループの一貫したサービス(SIPS事業における上流工程から下流工程まで)を提供し得る企業を主要な顧客対象としております。これら企業に事業を集中させることにより、一定の収益率の確保と取引の継続性を高め、当社グループのブランド価値向上及び信用力強化を図っております。

また、取引を長期的に継続させ、収益の安定性を確保するためにも、当社グループにとって顧客との信頼関係の強化は重要な戦略課題であり、原則として、広告代理店やシステムインテグレーター(注14)等を介さず、顧客との直接取引を行うこととしております。直接取引をするために、当社グループ主催のセミナー開催やメールマガジンを使った情報提供等を行い、積極的に見込み顧客企業との接点の開発に取り組んでおります。顧客と直接取引をすることによって、下請けで遂行するプロジェクトと比較して、プロジェクト管理リスクの低減を図っております。

用語解説

(注1) ブランディング

企業が顧客にとって価値のあるブランドを構築するための活動。ロゴやブランドネーム、パッケージ等のブランド要素と、差別化されたブランド価値を結び付ける連想を、消費者の頭・こころの中に育んでいく活動と定義する場合もある。

(注2) 情報デザイン

人間とモノや環境との関係性にかたちを与える方法論、生活の中にあふれる無数の情報をわかりやすく提示する手法、あるいはそれらの考え方。

(注3) クリエイティブ

新聞・雑誌・CMなどのマス広告やネット広告、また広報・キャンペーンなどにおいて、クリエイターによって考案・計画・制作されたコンテンツを指す。

(注4) BtoC

商取引の形態のひとつで、企業と消費者との間で取り交わされる取引。「Business to Customer」を省略した呼び名で、Eコマース(電子商取引)の分類として用いられることが多い。他に、企業と企業の取引である「BtoB」や消費者同士の取引である「CtoC」などがある。

(注5) アクセス解析

ユーザーが残すウェブサイトの利用状況に関するデータを解析すること。これにより、サイト運営者は効果的にウェブサイトを活用することが可能になる。

(注6) Eコマース(electronic commerce)

電子商取引。インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行う取引形態。ネットワークの種類や取引の内容を限定しない、包括的な意味を持つ言葉である。インターネットが一般消費者に普及するにつれて、消費者を直接対象にした電子商取引サービスが急激に成長している。

(注7) Flash (フラッシュ)

米Macromedia社が開発した、音声やベクターグラフィックスのアニメーションを組み合わせてウェブコンテンツを作成するソフト。また、それによって作成されたコンテンツ。マウスやキーボードの入力により双方向性を持たせる機能もある。

(注8) ブログ(blog)

個人運営で日々更新される日記的なウェブサイトの総称。単なる日記サイトとは違い、時系列にページを自動組成する機能や他のサイトの記事との連携機能、コメント機能等備えている。

(注9) ASP(Application Service Provider)

インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービス。提供者はアプリケーションサービスプロバイダーと呼ばれる。顧客は、主にウェブブラウザーからASP事業者のサーバーにインストールされたアプリケーションを利用する。

(注10) メールマガジン

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一形態。MM、メルマガと略されることもある。

(注11) サーバーホスティング

サーバーの利用者自身でサーバーの運営・管理をしなくてもよいように、有料または無料でサーバーの記憶スペースや情報処理機能などを利用させるサービスをいう。

EDINET提出書類 ネットイヤーグループ株式会社(E05736) 有価証券報告書

(注12) リスティング広告

検索連動型広告のこと。検索エンジンで検索されたキーワードに関連した広告を配信するインターネット広告の一種。

(注13) アフィリエイト

成功報酬型広告のこと。特にインターネットにおける広告形態を指し、ウェブサイトに設置された広告によってウェブサイトの閲覧者が広告主の商品あるいはサービス等を購入し、生じた利益に応じて広告媒体に成功報酬を与える一連の形態を指す。

(注14) システムインテグレーター

情報システムの開発において、コンサルティングから設計、開発、運用・保守・管理までをワンストップで行う情報通信企業のこと。Sler (エスアイアー)とも呼ばれる。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ネットイヤークラフト 株式会社	東京都渋谷区	20	ウェブサイトの制 作・運用	100.0	ウェブサイト制作 ・運用の委託 役員の兼任等有り 当社が事務所・設 備を賃貸
ネットイヤームーヴ株式会社	東京都渋谷区	30	モバイルソリュー ション	100.0	モバイルサイト制作等の委託 役員の兼任等有り 貸付金有り 当社が事務所・設 備を賃貸
ネットイヤーゼロ株式会社	東京都渋谷区	20	インターネット広 告販売等の共同サ イト事業	100.0	ウェブサイト制作 等の受託 役員の兼任等有り 当社が事務所・設 備を賃貸
株式会社トライバルメディア ハウス	東京都渋谷区	37	ソーシャルメディ アマーケティング	92.6	ウェブサイト制作 等の委託 役員の兼任等有り 貸付金有り 当社が事務所・設 備を賃貸
(持分法適用関連会社) 株式会社電通ネットイヤー アビーム(注)1	東京都中央区	60	マーケティング戦 略コンサルティン グ	20.0	ウェブサイト制作 等の受託及びコン サルティングの委 託 役員の兼任等有り
(その他の関係会社) ソラン株式会社(注)2	東京都港区	6,878	情報サービス事業	被所有 39.3	システム開発の受 託等 役員の兼任等有り
I Tホールディングス株式会 社(注)2.3	富山県富山市	10,001	純粋持株会社	被所有 39.3 (39.3)	当社のその他の関係会社であるソラン株式会社の完全 親会社

- (注) 1. 当社は、平成22年6月22日に所有する株式会社電通ネットイヤーアビームの全株式を売却しており、同社は当社の持分法適用関連会社ではなくなりました。また、役員の兼任は、当社役員が平成22年6月25日付けをもって任期満了により同社取締役を退任したことに伴い、解消しております。
 - 2. ITホールディングス株式会社及びソラン株式会社は、有価証券報告書提出会社であります。
 - 3.議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数となっております。 ITホールディングス株式会社は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、本店所在地を富山県富山市より東京都千代田区に変更することを決議しております。
 - 4. 当社は平成22年4月28日付けにて、株式会社モバプロネットを株式取得により連結子会社化いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
SIPS事業	169
その他	2
合計	171

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません。
 - 2. 従業員数に使用人兼務取締役は含んでおりません。
 - 3.従業員数が当連結会計年度において36名減少しておりますが、これは事業体制の見直しによるものであります。

(2)提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
128	34.7	3.7	5,818,171

- (注) 1.従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません。
 - 2. 従業員数に使用人兼務取締役は含んでおりません。
 - 3.従業員数が当期において41名減少しておりますが、これは事業体制の見直しによるものであります。
 - 4. 平均年間給与は、税込支給金額であり、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、生産や輸出関連の一部に回復の動きが見られるものの、デフレの進行や失業率が高い水準で推移したこと等の影響から、個人消費、企業の設備投資ともに低迷を続け、全般に厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、当社グループが提唱する「Webセントリックマーケティング」という、PC やモバイルといったウェブ技術を全てのマーケティング活動の中核に位置づけ、中長期的にマーケティングの投資効果を高めていくマーケティング手法の推進に努め、グループ全体で顧客企業のマーケティング活動の支援に注力してまいりました。

組織体制に関しましては、期首に製販分離の体制改革を行いました。営業面におきましては、コンサル営業を集約することによって、提案の幅が広がり、新しいサービスの積極的な提案活動につながりました。また重要顧客を戦略的に認定し、責任体制を明確にすることによって既存顧客との取引が強化されました。プロジェクト体制面におきましては、従来のウェブコンサルティング、ディレクションに関わるノウハウが集約され、プロジェクト活動効率が向上するとともに、包括的で積極的な提案支援を推進する効果が上がりました。サイト分析サービス、SaaS

(Software as a Service)、SEM (検索エンジンマーケティング)サービスに関しましては、先端事例の実績を上げることができ、各サービスの質的向上が図られました。これら当社グループ全体の総合力向上の成果としましては、子会社ネットイヤーゼロ株式会社と株式会社NHKエデュケーショナルが共同で事業化に取り組んでいるレシピ検索サイト「みんなのきょうの料理」の月間ユニークユーザー数が100万人を突破し、レシピ検索サイトとして有数の規模に拡大、広告媒体としての価値が一層向上したことや、平成21年11月には、ソーシャルメディアマーケティングを主たる事業とする子会社株式会社トライバルメディアハウスが企画、実施したユニバーサル・スタジオ・ジャパン(運営会社:株式会社ユー・エス・ジェイ)の戦略PR施策「きずなラボ」が、「Asia-Pacific PR AWARD 2009」のTechnique Awards、Best Use of Digital部門において、部門内 2 位に位置するCertificate of Excellenceを受賞したこと等が挙げられます。

費用面に関しましては、市場環境の厳しさを鑑みて事業体制規模の見直しを行い、固定費の圧縮や変動費化を図り、家賃引き下げの他、採用の抑制や業績賞与の見送り等の措置を講じてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高3,070百万円(前連結会計年度比0.4%減)、営業利益59百万円(前連結会計年度は営業損失12百万円)、経常利益63百万円(前連結会計年度は経常損失12百万円)となりました。また、法人税等調整額を 16百万円計上したこと等から、当期純利益は68百万円(前連結会計年度は純損失185百万円)となりました。

なお、当社グループには、「SIPS事業」と「ウェブメディア事業」の2つのセグメントがありますが、「ウェブメディア事業」のセグメントは金額が僅少であるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、以下に記載のキャッシュ・フローにより880百万円となり、前連結会計年度末に比べ175百万円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益を63百万円を計上し、 売上債権の減少額124百万円と減価償却費59百万円の計上等により213百万円の収入(前連結会計年度は49百万円 の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出10百万円、無形固定資産の取得による支出16百万円、敷金回収による収入4百万円により22百万円の支出(前連結会計年度は固定資産の取得による支出103百万円、子会社株式の取得による収入22百万円、子会社株式の取得による支出81百万円等により188百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入5百万円、配当金の支払額20百万円によるもので14百万円の支出(前連結会計年度は12百万円の支出)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業内容に、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況は、次のとおりであります。

	当足組名前平及の文法が記憶、次のこのうであります。								
事業部門	サービス品目	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)							
		受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)				
	コンサルティングサービス	372,856	117.5	5,696	73.0				
0150	クリエイティブサービス	1,395,706	91.0	85,845	106.0				
SIPS事業	ウェブソリューションサービス	187,496	110.8	38,299	-				
	ウェブ運用サービス	1,080,836	111.4	38,448	115.7				
その他		79,544	527.1	-	-				
合計		3,116,440	103.7	168,289	137.9				

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社グループの主要な事業であるSIPS事業については、サービス別品目別に記載を行っておりますが、SIPS事業以外のセグメントについては、重要性が低いためその他に記載しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

当足権者に「及び次記入機氏の「次のこの」とのうのう。							
事業部門	サービス品目	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					
		金額 (千円)	前年同期比(%)				
	コンサルティングサービス	374,960	109.4				
SIPS事業部	クリエイティブサービス	1,390,820	88.4				
	ウェブソリューションサービス	149,196	76.8				
	ウェブ運用サービス	1,075,623	112.4				
その他		79,544	527.1				
	合計	3,070,146	99.6				

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社グループの主要な事業であるSIPS事業については、サービス別品目別に記載を行っておりますが、SIPS事業以外のセグメントについては、重要性が低いためその他に記載しております。
 - 3.最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先		会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
KDDI株式会社	603,906	19.6	451,158	14.7	

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、インターネットの特性を活かした革新的な市場を創造していくことを使命としています。マスメディア広告の効果が衰退していく流れの中で、ウェブを中核に据えた革新的なマーケティング市場を創造し、新たなマーケティング企業としてNo. 1 ブランドとなることを目指しております。特に、市場で上流のポジションを確立するために、各業界を代表する企業を主要顧客とし、戦略性の高い提案力、創造性の高いデザイン力、先端的な技術力をコアの強みとした独自性のある高いサービス品質と、顧客の期待を超える"ハッピーサプライズ"を提供し続けることを基本方針とし、以下の主要課題に取り組んでまいります。

(1) 顧客ニーズの多様化及び事業領域の拡大

インターネット関連市場の拡大に伴い、顧客企業等が求めるサービスのニーズは多様化しております。当社グループは、これら顧客ニーズに対応したサービス拡充を行っていくことが、当社グループの事業展開における一層の付加価値向上に繋がるものと考えており、当社グループの既存事業と事業シナジーを有する周辺業務については積極的に事業領域の拡大を検討していく方針であります。

(2) 顧客満足度の向上

当社グループの事業分野においては、多種多様な事業者が参入しており競合が生じております。当社グループは、 業界においてこれら競合に巻き込まれにくいポジショニングを確立するため、顧客企業等からの信頼性向上及び業 界におけるプレゼンス強化を図っていくことが重要であるものと考えております。顧客企業等に対する最適な提案 及び受注プロジェクトの着実な遂行等を行い、また、顧客に対する継続的な情報提供や主要プロジェクトにおける 経営陣によるフォローアップの実施等により、顧客満足度の一層の向上を図っていく方針であります。

(3)人材の確保と育成

技術革新が進むインターネット業界において、先端領域で活躍できる人材を当社グループ内で継続的に確保していくことは、当社グループの事業成長における重要課題であります。現在、当社グループの人材採用は専門スキルを保有する中途採用を中心としておりますが、これら採用を積極的に推進していくとともに、優秀な人材を確保するために、良質なプロジェクト実績を積み上げ、業界におけるプレゼンス向上を図っていく方針であります。また、中期的には、新卒採用を含む当社グループにおける教育/研修の強化及びキャリアローテーションの一層の充実を図り、安定的かつ優秀な人材確保に努めていく方針であります。

(4) 市場変化への対応

インターネット関連分野においては、常に新たな技術やサービスモデルの開発及び導入が図られております。当社グループにおいては、当該分野の動向を把握し、顧客企業等に対して最適なソリューションを提供していくことが求められております。市場変化への対応としては、自社での情報収集及び一層の人的ネットワークの構築等を推進するとともに、マーケティング手法や技術ノウハウ等の研修及び情報共有等を推進していく方針であります。また、これらを受注プロジェクトにおける実践及び実績として蓄積し、当社グループの一層のナレッジ強化を図っていく方針であります。

(5)情報セキュリティ体制の強化

当社グループは、業務上、顧客企業等の機密情報及び個人顧客情報を取り扱っており、一部においてはEコマースサイトの運営代行業務を行っていることから、大量の個人情報を蓄積・管理しております。顧客サイトにおいては、不正アクセス防止のための必要な保護策を講じているほか、グループ社内においても管理体制を構築し、グループ役職員への個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育実施に努めております。また、平成17年10月には個人情報保護に関して、社団法人情報サービス産業協会よりプライバシーマークの認定を受けております。

しかしながら、今後の事業展開においては、取り扱う顧客企業等の個人情報や機密情報等は更に増加することが 予想されます。当社グループにおいては、これら顧客企業の情報管理や社内システム管理等については、今後も引き 続き強化を図っていく方針であります。

EDINET提出書類 ネットイヤーグループ株式会社(E05736) 有価証券報告書

(6) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、「優れた倫理と優れたビジネスは同義である」という企業哲学を基本として、グループ役員 及び従業員ひとりひとりが倫理的に行動する基準として、「ネットイヤーグループ倫理規程」を平成12年11月に制 定しております。

また、会社法に基づく内部統制システムの整備、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応、関連法令の遵守等を通じ、適切なコーポレート・ガバナンスの強化に努めていく方針です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、当社グループの株式に関する投資判断は、本稿及び本書中の本稿以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) インターネット関連市場の動向等について

当社グループはインターネット関連分野を主たる事業対象としていることから、当該市場の拡大が当社グループの事業成長のための基本的な条件と考えております。一般的に、インターネット関連市場は今後も拡大していくと予測されておりますが、将来においてその利用方法の変化や市場拡大がどの様に推移するかは不透明な要素があり、これらの動向について何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の市場拡大が阻害されるような状況が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの事業は、企業等のインターネット領域にかかるコンサルティング、サイト構築及び運用支援等のサービスが中心であることから、企業等においてインターネットの重要性低下や、景気低迷等による企業業績の悪化から当該投資抑制等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向および広報・宣伝予算の影響

当社グループの顧客は大企業中心であり、当社グループの取引は顧客企業等の広報・宣伝予算に影響を受けます。景気低迷の折に、広報・宣伝予算は削減対象となりやすいと考えられ、当社グループの経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

当社グループが展開するSIPS事業は、現状において業態として確立されたものではなく、相応の事業規模を有する専業企業が複数あるほか、広告代理店やコンサルティング企業又はシステムインテグレーター等が各々の事業との関連から一部手掛けており、その他中小事業者等も含め多種多様な事業者が参入しており、競合が生じております。

また、当社グループの事業は特許等で保護されているものではなく、既存の競合企業のみならず、今後は、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じる可能性があり、競争が激化した場合又は当社競争力の低下が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) サービス等の陳腐化について

インターネットにおいては、新たな技術やサービスが逐次開発及び提供されており、その利用者の嗜好等についても変化が激しい状況にあります。当社グループが保有する技術及びノウハウ等が陳腐化した場合、変化に対する十分な対応が困難となった場合、顧客ニーズの的確な把握及びソリューションの提案が困難となった場合等においては、顧客に対する当社サービスの訴求力低下等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5)提供サービスの不具合等について

当社グループの事業においては、企業のコーポレートウェブサイト等を手掛けることから、当社が提供する業務サービスについては正確性が求められます。当社グループが手掛けた顧客企業のウェブサイトにおいて、サイト上の誤表示や当社グループが提供したサービスの障害、その他のトラブル等が生じた場合、当社グループの信頼性低下、損害賠償請求、顧客との取引停止等が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) プロジェクト案件の採算性確保について

当社グループは、プロジェクト案件の採算性等に十分留意しつつ受注活動を行っておりますが、業務の性質上、トラブルの発生や受注後における仕様変更への対応等により、当初の見積り以上の作業工数が必要となる場合があり、想定以上の費用負担によりプロジェクト案件の採算性が悪化する可能性があります。

また、受注競争の激化や、受注拡大に伴う人員不足等に起因した外注費の増加、見積り精度の低下等が生じた場合には、事業全体における採算悪化等が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業展開においては、業態的に個々の人材の知識及び能力に依存する要素が大きく、事業拡大においては優秀な人材の継続した確保が必要であります。しかしながら、優秀な人材の確保が当社グループの計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因になる可能性があり、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、現在在籍する人材について社外流出が生じた場合においても同様のリスクがあります。

(8)情報管理について

当社グループの事業においては、顧客企業等の機密情報及び個人顧客情報を取り扱う場合があります。当社グループは、これらの情報管理を事業運営上の重要事項と認識しており、当該情報の取扱については、情報セキュリティ規程、機密情報取扱基準、個人情報取扱規程及び個人情報取扱規程細則等を制定し、業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全社員を対象とした社内教育、当該情報管理体制の構築・運用に積極的に取り組んでおります。また、平成17年10月においては、社団法人情報サービス産業協会よりプライバシーマークの認定(認定番号第11820395)を受けております。

しかしながら、当社グループが取り扱う機密情報及び個人情報について、漏洩、改竄又は不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえず、何らかの要因からこれら事態が生じた場合には、適切な対応を行うための費用増加、損害賠償請求、当社グループへの信用失墜及び顧客との取引停止等によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権について

当社グループにおいては、第三者が保有する知的財産権を侵害しないように留意しつつ事業を展開しており、現時点までにおいて、第三者より知的所有権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありません。

当社グループは、主要業務であるウェブサイトやデジタルコンテンツの制作等について、第三者の商標権や著作権等の知的財産権への抵触の有無について必要と考えられる調査を実施しておりますが、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であると考えられます。当社グループにおいて、第三者が保有する知的財産権の侵害が生じた場合には、当該第三者より使用差止及び損害賠償等の訴えを起こされる可能性や知的財産権の使用にかかる対価等の支払い等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) ITホールディングスグループとの関係について

当社は、ITホールディングス株式会社及びソラン株式会社(ITホールディングス株式会社の子会社)の関連会社であり、平成22年3月31日現在、ソラン株式会社は、当社株式の39.3%(潜在株式を含めた場合は36.5%)を直接保有し、ITホールディングス株式会社は、ソラン株式会社を通じて当社株式を間接保有しております。

ITホールディングス株式会社を中心とするITホールディングスグループは、情報サービス関連事業を展開しております。ITホールディングスグループ各社がシステム開発分野を主体としているのに対して、当社グループはインターネット関連分野を主体としており、事業領域が異なっているほか、当社グループにおける事業上の制約等はありません。

しかしながら、ITホールディングスグループの事業戦略やグループ戦略によりましては、当社グループの事業展開その他に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しており、旧商法第280条 J 20及び旧商法第280条 J 21の規定に基づく新株予約権並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員等に付与しております。平成22年 3 月31日現在、新株予約権の目的である株式の数は4,956株であり、当社発行済株式総数65,596株の7.5%に相当しております。これら新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

(12) 繰越欠損金について

当社は、過年度の損失計上により税務上の繰越欠損金が生じていることから、利益計上に至った平成16年3月期以降においては法人税等の税負担が著しく軽減されております。平成22年3月31日現在における繰越欠損金は107百万円でありますが、当該繰越欠損金が解消された場合には通常の税率に基づく法人税等が発生することとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

EDINET提出書類 ネットイヤーグループ株式会社(E05736) 有価証券報告書

- 5 【経営上の重要な契約等】 該当する事項はありません。
- 6【研究開発活動】 該当する事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。作成においては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループは、特に次の重要な会計方針が当社グループの連結財務諸表の作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

当社グループは、売上債権等の貸倒損失に備えて回収不能となる見込額を貸倒引当金として計上しております。 将来、顧客の財務状況が悪化し支払能力等が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能 性があります。

固定資産の減損処理

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討しております。

将来の事業計画や市場環境の変化により、現在の固定資産の帳簿価額に反映されていない損失が発生した場合、減損損失を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性の評価

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存しますので、その額に変動を生じた場合には、繰延税金資産の取崩し又は追加計上により、利益が変動する可能性があります。

(2)財政状態の分析

資産の部

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ35百万円増加し、2,157百万円(前年同期比1.7%増)となりました。

主な増加要因は、現金及び現金同等物の増加175百万円、仕掛品の増加33百万円等によるものであります。主な減少要因としては、売上債権の減少124百万円等によるものであります。

負債の部

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ18百万円減少し、310百万円(前年同期比5.7%減)となりました。

主な減少要因は、賞与引当金の減少34百万円等、増加要因としては、買掛金の増加13百万円等によるものであります。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ54百万円増加し、1,846百万円(前年同期比3.0%増)となりました。

主な増加要因は、当期純利益の計上68百万円により利益剰余金が増加したためであります。減少要因は、配当金の支払い21百万円等によるものであります。以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の84.5%から85.6%となりました。

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの分析については、「第2〔事業の状況〕」の「1〔業績等の概要〕」にて記載したとおりであります。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より175百万円増加し、880百万円となりました。

(3)経営成績の分析

売上高及び営業利益

当連結会計年度における当社グループの売上高は3,070百万円となり、前連結会計年度に比べ12百万円 (0.4%)減少いたしました。厳しい経済環境に影響を受け、顧客企業の広告宣伝費やマーケティング関連予算が縮小した状況が続く中、顧客企業に対する総合的なサービスの提案に努め、また既存の顧客企業との取引関係を強化することによって、売上高は前連結会計年度とほぼ同じ水準となっております。

売上原価は、前連結会計年度に比べ61百万円(2.5%)減少し、2,456百万円となりました。当期は事業体制規模の見直し、業績賞与の見送り、家賃の減額改定等による固定費の削減により、売上原価率は、81.7%から80.0%に下降しました。以上の結果、売上総利益は、前連結会計年度に比べ48百万円(8.7%)増加し、613百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ22百万円(4.0%)減少し、554百万円となりました。事業体制規模見直しに伴う採用活動抑制による採用費の減少、株式事務委託手数料の減少等が主な要因であります。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度に比べ71百万円増加し、59百万円となりました。

営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前連結会計年度に比べ0.5百万円(12.7%)増加し、4百万円となりました。主な内訳は、育児・介護雇用安定等助成金収入2百万円、持分法による投資利益1百万円であります。この結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ76百万円増加し、63百万円となりました。

特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別損失は、前連結会計年度に比べ6百万円(96.6%)減少し、0.2百万円となりました。内訳は、PC等の固定資産除却損であります。

この結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ83百万円増加し、63百万円となりました。

当期純利益

当期純利益は、法人税、住民税及び事業税10百万円の計上の他、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、法人税等調整額 16百万円の計上、少数株主損益への振替1百万円により、前連結会計年度に比べ254百万円増加し、68百万円となりました。1 株当たり当期純利益は、当期純利益の増加等により、前連結会計年度より3,902.44円増加し、1,052.67円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、31,318千円であります。

その主な内訳は、オフィスレイアウト変更による事務所の内装、会計システムの導入17,250千円等によるものであります。会社別には、当社が29,496千円、ネットイヤークラフト株式会社が1,622千円、株式会社トライバルメディアハウスが199千円であります。

また、所要資金については全て手元資金で賄っております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名	事業の種類別セグメ		帳簿価額				従業員数
(所在地)	争乗の種類別セグス ントの名称	設備の内容	建物(千円)	器具及び備 品(千円)	ソフトウエ ア (千円)	合計 (千円)	(人)
本社(東京都渋谷区)	SIPS事業	開発用機器等	45,985	34,123	60,984	141,093	128

- (注)1.上記金額には、消費税等を含んでおりません。
 - 2. 従業員数には臨時雇用者を含んでおりません。
 - 3.器具及び備品の中には、ネットイヤークラフト株式会社(当社連結子会社)及びネットイヤームーヴ株式会社(当社連結子会社)、ネットイヤーゼロ株式会社(当社連結子会社)、株式会社トライバルメディアハウス(当社連結子会社)へ貸与中の資産1,940千円が含まれております。
 - 4. 上記の他、主要な設備のうち関連会社以外から賃借している設備の内容は以下の通りであります。

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメント の名称	設備の内容	面積(m²)	当連結会計年度にお ける年間賃借料 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	SIPS事業	本社事務所	1,963.28	177,454	

- (注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。
 - 2. 上記のうち、一部をネットイヤークラフト株式会社(当社連結子会社)、ネットイヤームーヴ株式会社(当社連結子会社)、ネットイヤーゼロ株式会社(当社連結子会社)及び株式会社トライバルメディアハウス(当社連結子会社)に転貸しております。

(2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

		事業の種類別						
会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物 (千円)	器具及び備 品(千円)	価額 ソフトウエ ア (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
ネットイヤークラ フト株式会社	本社 (東京都渋谷区)	SIPS事業	開発用ソフト ウエア	•	-	2,372	2,372	27
ネットイヤームー ヴ株式会社	本社 (東京都渋谷区)	SIPS事業	開発用ソフト ウエア	-	-	112	112	3
株式会社トライバ ルメディアハウス	本社 (東京都渋谷区)	SIPS事業	開発用ソフト ウエア	-	149	975	1,124	11
ネットイヤーゼロ 株式会社	本社 (東京都渋谷区)	その他	本社コン ピュータ等	-	24	-	24	2

- (注)1.上記金額には、消費税等を含んでおりません。
 - 2. 従業員数には臨時雇用者を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設および除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,342
計	184,342

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,596	65,596	東京証券取引所 マザーズ市場	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	65,596	65,596	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 (平成16年6月25日定時株主総会特別決議,平成17年6月24日取締役会決議)

 			
1	区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 同左	新株予約権の数(個)	1	
新株子約権の目的となる株式の韓領		_	-
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1 同左 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2、3、4 同左 新株予約権の行使明間 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月28日 至 平成26年6月28日 至 平成26年6月28日 死状元の発行価格及び資本組入額(円) 同左 7.500 現行価格 15,000 資本組入額(円) 同左 (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予的権者)であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員に適任され、又は工会社・関連会社の取締役及は遺棄員に適任・採用された場合・当該新株予約権者は会社の状況の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の実践の			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	が「か」が「作の口口」となる「か」の「主義		一一
(注) 2、3、4 同年 (月26日 日本 日本 (月26日 日本 日本 (月26日 日本 日本 (月26日 日本 日本 (日26日 日本 日本 日本 日本 (日26日 日本	新株予約権の目的となる株式の数(株)	· ·	同左
(注) 2.3.4 日 平成19年6月28日 至 平成29年6月28日 至 平成29年6月28日 至 平成29年6月28日 至 平成29年6月28日 至 平成29年6月28日 第 本組入額	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 現本組入額 (7,500 同左 第八価格 万(表) (1) 新株予約権の形式の発行価格及び資本組入額 (円) (1) 新株予約権の割当を受けた者 (以下 「新株予約権者」という。)は 権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役 監査役もしくは(従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り。自己に発行された新株予約権を(支持できる。とができる。(2) 新株予約権者は、会社の財務を基合しては、行動である。(3) 新株予約権者は、会社の財務を対していまる。(2) 新株予約権を行使することができる。(3) 新株予約権を行使することはできないものとすることができる。(3) 新株予約権を行使することはできないものとすることはできないものとすることはできないものとすることはできないものとすることができる。(4) その他の新株予約権のうち50%以内を上限として、大定担1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、大定担1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、行使することができる。(4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者と同間で締結する「新株予約権引き契約」の定めの企業を開発するには取締役会の承認を要する。同左	WIN I WIE ON I KEN ON DEED IN (I I)		1-5-22
新株子約権の行便により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) 第行価格 15,000 資本組入額 7,500 (1) 新株予約権 20月1た 著(以下「新株予約権者」という。) は 権利行便時に おいても当社の取締役又は 従業員であることを要する。 ただし、新株予約権者が当社 の取締役又は従業員の地位 を失った後、当社監査役に選 任され、又は子会社 (関連会 社の取締役 医畜役もしくは 従業員に選任・採用された 場合、当該新株予約権者は その在任・在職中に限り。自己に発行された新株予約権 を行何使ったができる。 (2) 新株予約権者は 会社の株式 がいずれかの証が開始される 日又は日本証労業協会に店 調整録され取引が開始される 日又は日本証労業協会に店 調整録され取引が開始される 日又は日本証労業協会に店 調整録され取引が開始される 日又は中本証労業協会に店 調整録され取引が開始される 日とはできないものと する。 (3) 新株予約権者は、割当を受けた 新株予約権者は、割当を受けた 新株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行便の 条件は、当社と新株予約権行便の 条件は、当社と新株予約権行便の 条件は、当社と新株予約権行便の 条件は、当社と新株予約権行のの 条件は、当社と新株予約権間 与対象者との間で締結する 「新株予約権間と対象」の 定めるところによる。 新株予約権間制理約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関	新株子約権の行体期間		同左
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	初代本(治別性(2))	至 平成26年6月25日	问在
(1) 新株子が権名 (1) (1) 資本組入額 (1) 新株子が権名 (1) 下 新株子が権者 (2) 下 新株子が権者 (2) 下 新株子が権者 (2) 下 3 新株子が権者 (2) 新株子が権者 (2) 日本 (2) 日本 (3) 日本 (4) 日本 (4	新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 15,000	= +
者(以下)新株予約権者, という,)は、権和行使時に おいても当社の取締役又は 従業員であることを要する。 ただし、新株予約権者が当社 の取締役又は 従業員であることを要する。 ただし、新株予約権者が当社 の取締役又は 従業員に適任・採用された 場合、当該新株予約権者は、 その在任・在職中に限り、自 己に発行された新株予約権 を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、それの保護できる。 (2) 新株予約権の当に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日本を対験を対して、また翌日により、19年間は長れ、大学の権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌日に関することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付し 気件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 日左 代用払込みに関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関	の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 7,500	问 在
者(以下)新株予約権者, という,)は、権和行使時に おいても当社の取締役又は 従業員であることを要する。 ただし、新株予約権者が当社 の取締役又は 従業員であることを要する。 ただし、新株予約権者が当社 の取締役又は 従業員に適任・採用された 場合、当該新株予約権者は、 その在任・在職中に限り、自 己に発行された新株予約権 を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、それの保護できる。 (2) 新株予約権の当に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証労養協会に店 顕登録され取引が開始される 日本を対験を対して、また翌日により、19年間は長れ、大学の権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌日に関することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付し 気件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 日左 代用払込みに関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関		(1) 新株予約権の割当を受けた	
という。)は、権利行使時に おいても当社の取締役又は 従業員であることを要する。 ただし、新味予的権者が当社 の取締役とは従業員の地位 を失った後、当社監査役に選 任され、又は子会社・関連会 社の取締役、監査役もしくは 従業員に選任・採用された 場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り。自 己に発行された新株予約権 を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、表しの株式 がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日まで新株予約権を行使することはできないものと する。 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1割を権を行使することはできないものと する。 (3) 新株予約権のうち50%以内を 上限として、また翌1年間 は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権付使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割契約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関			
おいても当社の取締役又は 従業員であることを要する。 ただまり、新株子約権者が当社 の取締役又は従業員の地位 を失った後、当社監査役に選 任され、又は子会社、関連会 社の取締役、監査役もしくは 従業員に選任・採用された 場合、当該新株子約権者は その在任・在職中に限り、自 己に発行された新株予約権 を行使することができる。 (2) 新株子約権者は、会社の株式 がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 顕登録され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 顕登録され取引が開始される と場できないものと する。 (3) 新株子約権が行使可能と なった日より1年間は、各新 株子約権のつちびの以内 を上限として、また翌1年間 は繁積ベースで75%以内を 上限として、また翌1年間 は繁積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株子約権行使の 条件は、当社と新株子的権行 与対象者との間で締結する 「新株子約権行し対象者との間で締結する 「新株子約権で60歳ところによる。 新株子約権の譲渡に関する事項 新株子約権の譲渡に関する事項 組織再編成行為に伴う新株子約権の交付に関		1	
従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査台しくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新味予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より、1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積インスで75%以とができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件に当社と新株予約権行し対象者との間で締結する「新株予約権行し対象者との間で締結する「新株予約権行と対象者との間で締結する「新株予約権では、当社と新株予約権行与対象者との間で締結する「新株予約権では、当社と新株予約権行り対象者との間で締結する「新株予約権では、当社と新株予約権行を対象者との間で締結する「新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 新株予約権の譲渡に関する事項		1	
ただし、新株予約権者が当社 の取締役又は従業員の地位 を失った後、当社監査役に選 任され、又は子会社・関連会 社の取締役工経理・採用された 場合、当該新株予約権者は、 その在任・在職中に限り、自 己に発行された新株予約権 を行使することができる。 (2) 新株予約権引は会社の株式 がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始される 日文は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始される の日まで新株予約権を行使 することはできないものと する。 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1年間は各新 株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権行 与対象者との間で締結する 「新株予的権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関			
の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は中本証券登金に店頭登録され取引が開始される日よで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権行与対象者との間で締結する「新株予約権同議政・の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 (4) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 「百左			
を失った後、当社監査役に選 任され、又は子会社・関連会 社の取締役、監査をもしくは 従業員に選任・採用された 場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自 己に発行された新株予約権 を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式 がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始される 日まで新株予約権を行使 することはできないものと する。 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1年間は、各新 株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち550%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行 与対象者との間で締結する 「新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権行 与対象者との間で締結する 「新株予約権国製約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 役会の承認を要する。 「自在 で用払込みに関する事項 のを失うには取締 役会の承認を要する。 「自在 の表件は、当社と新株予約権の関 に対する事項 の定めるところには取締 の表に関する事項			
任され、又は子会社・関連会社の収益へいた。			
社の取締役、監査役もしくは 従業員に選任・採用された 場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、方ですることができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権行与対象者との間で締結する「新株予的権行制対象者との間で締結する「新株予的権行制契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 が大予約権を譲渡するには取締役の承許に関する事項 が代用払込みに関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 が株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 「名) 「自た			
場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は各新株予約権をのうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で発信する「新株予約権制」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 が株予約権の譲渡に関する事項 が株予約権の衰渡に関する事項 に任用払込みに関する事項 の在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を譲渡するには取締役の承許に対して、行使することができる。 (4) その他の新株予約権付し対象者との間で発信する「新株予約権権が関すの事項を関する。 同左 (代用払込みに関する事項			
その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日末で新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権行与対象者との間で締結する「新株予約権の自己の置で締結する「新株予約権の譲渡に関する事項			
コに発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権をして、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権行与対象者との間で締結する「新株予約権の譲渡に関する事項		場合、当該新株予約権者は、	
を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 ・ 日経過再編成行為に伴う新株予権の交付に関		その在任・在職中に限り、自	
新株予約権の行使の条件 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権行与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 (代用払込みに関する事項		己に発行された新株予約権	
がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始される 日まで新株予約権を行使 することはできないものと する。 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1年間は、各新 株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 がいずれかの証券取引所に 上場され取引が開始される 日本 (4) 年間は、各新 株子約権ののの新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 同左		を行使することができる。	
新株予約権の行使の条件 上場され取引が開始される 日又は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始され る日まで新株予約権を行使 することはできないものと する。 同左 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1年間は、各新 株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ペースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 1年間 は累積ペースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 一 一 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 - -		(2)新株予約権者は、会社の株式	
お株予約権の行使の余件 日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まできないものとする。 (4) 新株予約権できることができる。 (4) その他の新株予約権付も対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 日左 日左 日左 日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日本証券業協会に居力を表現しませます。 日本証券業協会に居力を表現しませませます。 日本証券業協会に店頭登録され取引が開始されます。 日本証券業協会に居可能といまれます。 日本証券業協会に居可能となった日より、日本証券業協会に関する事項を表現しませます。 日本証券業協会に居可能といる日本証券業協会に居可能といまれます。 日本証券業協会に居可能となった日より、日本証券業協会に居可能といまれます。 日本証券業協会に居可能といまれます。 日本証券業協会に居可能となった日より、日本証券を指することが、日本証券を表現します。 日本証券業協会に居可能となった日より、日本証券を表現します。 日本証券業協会に関する事項を表現しませます。 日本証券業協会に居可能となった日より、日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業協会に関する事項を表現しませます。 日本証券業協会に関する事項を表現しませます。 日本証券業協会に関する事項を表現しませます。 日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業は、日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業に関する事項を表現しませます。 日本証券業は、日本証券業に関する事項を表現しませますます。 日本証券業に関する事項を表現しませますます。 日本証券業は、日本証券業に関する。 日本証券業に関する事項を表現しませますますます。 日本証券業に関する事項を表現しませますますますますますますますますますますますますますますますますますますま		がいずれかの証券取引所に	
日文は日本証券業協会に店 頭登録され取引が開始され る日まで新株予約権を行使 することはできないものと する。 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1年間は、各新 株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ペースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 同左	がサスルキックは。 タル	上場され取引が開始される	□ +
頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 の定めるところには取締役会の承認を要する。 に相込みに関する事項 の定めるに対取締役会の承認を要する。 に対して、定は取締役会の承認を要する。 「自在	新株予約権の行使の余件	日又は日本証券業協会に店	问 左
る日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 ・			
することはできないものと する。 (3) 新株予約権が行使可能と なった日より1年間は、各新 株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。			
する。 (3)新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4)その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 「毎払込みに関する事項 ・ 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関			
(3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 に用払込みに関する事項		1	
なった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4)その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 に用払込みに関する事項		1	
株予約権者は、割当を受けた 新株予約権のうち50%以内 を上限として、また翌1年間 は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4)その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 「用払込みに関する事項 ・ ー 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関		1 , -	
新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4)その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 お株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 に相払込みに関する事項 ・ に用払込みに関する事項 ・ に用込みに関する事項 ・ に用いているに関する事項 ・ に用いているに関する ・ に関する ・ に関する ・ に関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いているに関する ・ に用いている ・ に用いて			
を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4)その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 が、おかれて、行使することができる。 「新株予約権制当契約」の定めるところによる。 「新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 「おは込みに関する事項 ・ - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
は累積ベースで75%以内を 上限として、行使することが できる。 (4)その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項			
上限として、行使することができる。 (4)その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項			
できる。 (4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 おくれて、当社と新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 できる。 「新株予約権利益の間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 「お株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 「日左祖総再編成行為に伴う新株予約権の交付に関			
(4) その他の新株予約権行使の 条件は、当社と新株予約権付 与対象者との間で締結する 「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項			
条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 - - 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 - -			
与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 - - 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 - -		1 , ,	
「新株予約権割当契約」の 定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項			
定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 - - 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 - -			
新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 出総再編成行為に伴う新株予約権の交付に関			
新株予約権の譲渡に関する事項 役会の承認を要する。 同左 代用払込みに関する事項 - - 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 - -			
付会の承認を要する。 代用払込みに関する事項	新株予約権の譲渡に閏する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関		役会の承認を要する。	1-2-77-
		-	-
する事頃		_	-
/ Want	する事垻		

有価証券報告書

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

3.新株予約権発行後、当社が払込金額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成18年9月12日臨時株主総会決議、平成18年9月26日取締役会決議)

(平成18年9月12日臨時休土総会決議、平		10.11.0 - V.O.1.00.4
区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	480	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(株)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注) 2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月13日 至 平成28年9月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株外の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	利休予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-	-

(注)1.当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2.割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3.割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式 にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4.割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(平成19年3月9日臨時株主総会決議,平成19年3月9日取締役会決議)

(平成19年3月9日臨時休土総会決議、平		
区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,533	1,527
新株予約権のうち自己新株予約権の数(株)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,533 (注) 1	1,527 (注) 1
	38,000	同左
 新株予約権の行使期間	(注) 2、3、4 自 平成21年 3 月10日	
	至平成29年3月9日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株社 (1) 大田	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第二者に譲渡、賞人 その他一切の処分をすることが できないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-	-

有価証券報告書

(注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2.割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

3.割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株あたり行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 4.割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年9月15日 (注1)	3,000	58,660	57,000	423,250	57,000	458,832
平成20年3月5日 (注2)	6,000	64,660	88,320	511,570	88,320	547,152
平成20年4月1日~ 平成21年3月31日 (注3)	546	65,206	4,095	515,665	4,095	551,247
平成21年4月1日~ 平成22年3月31日 (注4)	390	65,596	2,925	518,590	2,925	554,172

(注)1.有償第三者割当

発行価格 38,000円 資本組入額 19,000円

割当先 石黒不二代、佐々木裕彦、南直人、橋本光夫、ネットイヤーグループ従業員持株会

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格32,000円引受価額29,440円資本組入額14,720円払込金総額176,640千円

3.新株予約権の行使

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が546株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,095千円増加しております。

4.新株予約権の行使

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が390株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,925千円増加しております。

(6)【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

								十,以22十,3	月い口現任
				株式の)状況				単元未満 株式の状
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取	金融商品取 その他の法		去人等	個人その他	// ロースの体 🗧	
	方公共団体	立門式機送	引業者	人	個人以外	個人	個人での他	計	·況 (株)
株主数(人)	-	2	19	15	8	3	2,832	2,879	-
所有株式数		2,188	1.979	28,190	793	63	32,383	65 506	
(株)	_	2,100	1,979	20,190	/93	03	32,303	65,596	-
所有株式数の		3.34	3.02	42.98	1.20	0.10	49.37	100	
割合(%)	-	3.34	3.02	42.98	1.20	0.10	49.37	100	-

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ソラン株式会社	東京都港区三田3-11-24	25,780	39.30
石黒不二代	東京都港区	4,074	6.21
大和SMBCキャピタル株式会社	東京都千代田区九段北1-8-10	2,296	3.50
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-	2,150	3.27
ネットイヤーグループ従業員持株会	東京都渋谷区桜丘町26 - 1	1,365	2.08
投資事業組合「NIFニューテクノ ロジーファンド2000/2号」	 東京都千代田区九段北1-8-10 	944	1.43
投資事業組合「NIFニューテクノ ロジーファンド2000/1号」	 東京都千代田区九段北1-8-10 	940	1.43
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	904	1.37
佐々木裕彦	東京都杉並区	835	1.27
投資事業組合「NIF21-ONE (1号)」	東京都千代田区九段北1-8-10	800	1.21
計	-	40,088	61.11

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,596	65,596	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	65,596	-	-
総株主の議決権	-	65,596	-

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20、第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月25日定時株主総会、平成17年6月24日取締役会決議)

旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づき、当社取締役及び当社従業員に対して付与することを、平成16年 6 月25日の第 5 回定時株主総会及び平成17年 6 月24日の取締役会において決議されたものです。

(平成22年5月31日現在)

決議年月日	平成16年 6 月25日及び平成17年 6 月24日
	当社取締役 3
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31
	(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

(平成18年9月12日臨時株主総会、平成18年9月26日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の役員 1 名に対して付与することを、平成18年 9 月12 日の臨時株主総会及び平成18年 9 月26日の取締役会において決議されたものです。

(平成22年5月31日現在)

決議年月日	平成18年 9 月12日及び平成18年 9 月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成19年3月9日臨時株主総会、平成19年3月9日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、当社従業員、子会社の役員、子会社の従業員及び社外の協力者に対して付与することを、平成19年3月9日の臨時株主総会及び同日の取締役会において決議されたものです。

(平成22年5月31日現在)

	(干版22年3月31日現在)		
決議年月日	平成19年3月9日		
	当社取締役 2		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46		
	当社子会社の役員及び従業員 7		
	その他 1		
	(注)		
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上 同上		
新株予約権の譲渡に関する事項			
代用払込みに関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

⁽注) 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的で継続的な配当を行なっていくことを基本方針としております。今後においても、1株当たり配当金の継続的な向上に努めつつ、長期的に安定した配当を目指していきたいと考えております。

当社は、株主総会の決議により期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、会社法第454条第5項に基づき「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度におきましては、当社の基本方針に基づき、1株当たり325円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、将来にわたる事業展開に備え、投資や開発等の資金需要に有効に活用していく所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	
平成22年 6 月24日	21.318	325	
定時株主総会決議	21,310	323	

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

· /						
回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	
最高(円)	-	-	107,000	139,000	39,500	
最低(円)	-	-	53,800	10,390	12,800	

(注)1.最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年3月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該 当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	17,610	18,090	16,190	17,700	19,690	39,500
最低(円)	15,150	14,100	14,250	15,080	15,400	17,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		石黒 不二代	昭和33年2月1日生	昭和56年1月 ブラザー工業㈱入社 昭和63年1月 (㈱スワロフスキー・ジャパン 入社 平成6年9月 Alphametrics, Inc.社長 平成11年1月 Netyear Group, Inc.取締役 平成11年7月 当社取締役 平成12年5月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年1月 トリビティー㈱(現 ネットイ ヤーゼロ㈱) 取締役(現任) 平成21年1月 (㈱トライバルメディアハウス 取締役(現任)	3	4,074
取締役	SIPS事業部長	佐々木 裕彦	昭和45年2月1日生	平成7年6月 ISI-Dentsu Holdings,Inc入社 平成9年10月 Netyear Group Inc.入社 平成12年2月 当社入社 平成15年8月 当社取締役SIPS事業部長(現 任) 平成18年1月 トリビティー㈱(現 ネットイヤーゼロ㈱) 取締役 平成18年9月 ネットイヤークラフト㈱取締役(現任) 平成19年4月 ネットイヤームーヴ㈱取締役 平成20年10月 トリビティー㈱(現 ネットイヤーゼロ㈱)代表取締役社長 (現任) 平成21年1月 ㈱トライバルメディアハウス 取締役(現任)	3	835
取締役		南 直人	昭和34年11月12日生	昭和58年4月 日本タイムシェア㈱(現ソラン㈱)入社 平成8年8月 同社管理本部経理部長 平成15年4月 同社営業本部第3営業部部長 平成15年8月 ソラン㈱業務企画室人事グループ付 平成15年8月 当社取締役経営管理部長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成20年7月 ソラン㈱管理本部財経統括室長 平成21年5月 ソラン・エステート㈱代表取締役社長(現任) 平成22年4月 ソラン㈱企画管理本部経営管理室長(現任)	3	110

有価証券報告書

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	
取締役		岡 俊子	昭和39年3月7日生	昭和61年4月 等松トウシュロスコンサル ティング(現アビームコンサ ルティング(㈱)入社 平成12年7月 朝日アーサー・アンダーセン 入社 平成14年9月 デロイトトーマツコンサル ティング(現アビームコンサ ルティング(㈱)入社 平成17年4月 アビームM&Aコンサルティ ング(㈱代表取締役社長(現 任)	3	-
常勤監査役		近藤 正二	昭和23年1月1日生	平成20年6月 当社取締役(現任) 昭和45年4月 日本タイムシェア㈱(現ソラン㈱)入社 昭和63年4月 同社経営企画室長 平成7年4月 同社システムインテグレーション事業部長 平成10年4月 同社地域事業本部長 平成12年6月 同社営業本部長 平成13年4月 同社監査部長 平成15年4月 同社管理本部人事部長 平成16年4月 同社管理本部人事部担当部長 平成17年6月 ソラン㈱常勤監査役 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	4	-
監査役		塚原 美一	昭和19年9月27日生	平成11年 3 月 日本長期信用銀行(現新生銀行)退職 平成11年 4 月 エムエス情報システム㈱(現ソラン㈱)入社 常務取締役技術支援センター長 平成13年 6 月 (㈱エムケーシースタット(現ソラン㈱)取締役アウトソーシング事業本部副本部長兼金融システム事業本部副本部長和18年 6 月 中では18年 6 月 中では18年 6 月 中では19年 4 月 当社 内部監査室長中成20年 5 月 ネットイヤームーヴ(現任)平成20年 5 月 スットイヤームーヴ(現任)平成20年10月トリビティー㈱(現在)平成20年10月トリビティー㈱(現在)平成21年 1 月 (㈱トライバルメディアハウス監査役(現任)平成21年 6 月 当社監査役(現任)平成21年 6 月 端と近にませている。 「現任」中では10月によりでは、10月によりでは、10月によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	5	-

有価証券報告書

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		古田 利雄	昭和37年2月4日生	平成元年4月 最高裁判所司法研修所 入所 平成3年3月 同所 卒業 平成3年4月 弁護士登録 篠塚芳明法律事務 所 入所 不成5年3月 同所 退所 平成5年4月 古田利雄法律事務所設立 平成14年4月 弁護士法人古田アンドアソシェイツ法律事務所へ組織変更代表社員 平成17年6月 (株セールスフォース・ドットコム 監査役(現任) 平成19年9月 (株・ヤンバス 社外監査役(現任) 平成19年9月 (株・ヤンバス 社外監査役(現任) 平成20年3月 (株・イデアインターナショナル社外取締役(現任) 平成20年7月 弁護士法人クレア法律事務所へ名称変更代表社員(現任) 平成21年4月 日本大学大学院法務研究科 非常勤講師(現任) 平成21年6月 当社監査役(現任)	6	-
				計		5,019

- (注)1. 取締役岡俊子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2.監査役近藤正二、古田利雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 平成22年6月24日就任後、2年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 4. 平成20年6月26日就任後、3年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 5. 平成22年6月24日就任後、4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 6. 平成21年6月26日就任後、2年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、効率性の優れた透明性の高い経営を実現させ、企業価値を継続的に向上させていくためには、健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立が極めて重要であると強く認識しております。

また、経営体制及び内部統制システムの整備・構築とともに、企業としての倫理観形成も、当社の永続的な発展において重要な課題と位置づけております。当社は、「優れた倫理と優れたビジネスは同義である」という企業哲学を基本として、平成12年11月に「ネットイヤーグループ倫理規程」を制定、運用しております。

企業活動の複雑化や日々変化する経営環境への対応に迅速な意思決定が必要とされる中、この規程は、役員及び従業員ひとりひとりの行動基準としての役割を果たしております。

(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は株主その他のステークホルダーから信認されうる良質な経営を実現するために、業界へ精通していることはもとより、企業財務・会計や法律に知見を有する取締役や監査役を選任することにより、業績の向上と透明性の高い経営の両立を高いレベルで実現することを目指しております。

当社のガバナンスの体制の概要は以下のとおりでございます。

(取締役、取締役会)

取締役会は、4名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の基本方針、法令や定款で定められた事項や重要な経営事項を決定しております。取締役会は、月に1回の開催を原則としており、必要に応じ臨時取締役会を開催することで、迅速かつ的確な意思決定を行っております。社外取締役は、企業経営に対する高い知見をもとに独立した立場から当社経営への監督・関与をしております。

なお、当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

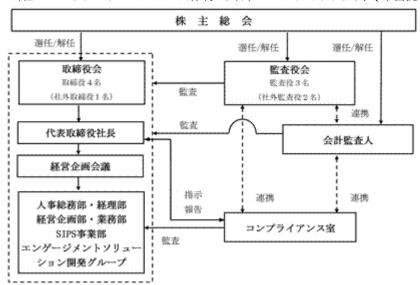
(監査役、監査役会)

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名、常勤1名・非常勤2名)で構成されております。監査役会は、月に1回の開催を原則としており、必要に応じて臨時監査役会を開き、会社の業務及び財産の状況の調査等重要事項について協議を行っております。また、取締役会など重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況等について監査を実施し、公正かつ客観的な立場から監査機能の強化に努めております。なお、当社監査役のうち1名は独立役員であり、独立した立場から経営に関する監視を行っております。

(経営企画会議)

経営企画会議は、常勤取締役及び業務執行責任者等で構成され、経営企画会議規程に則り、取締役会上程議案の事前審議及び重要な経営事項の審議をしております。経営企画会議は、月に2回の開催を原則として、必要に応じ臨時経営企画会議を随時開催しております。また、経営企画会議へは常勤監査役が出席し、監査役会へその内容を随時報告することにより、経営及び業務執行におけるガバナンスの強化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。(本書提出日現在)



有価証券報告書

当社は、内部統制システムの整備に関し次のとおりの内容を取締役会において決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令・定款に準拠した社内規程に基づき取締役会を定期的に開催し、業務執行の健全性と適法性を常時監督するとともに、経営に影響を及ぼす事項の審議を行う。
- ・社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- ・監査役会は、社内規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び使用人の職務の 執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、企業行動基準を定めた倫理規程を周知徹底させる。
- ・内部通報制度及び内部監査制度に基づく統制と運用を行う。
- ・倫理規程において、当社グループ役員または従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携 し組織的に対応する。
- ・財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会、経営企画会議等の議事録を作成し保存するなど、社内規程に基づき、情報の保存期間、管理 部門及び管理方法を適切に管理する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・経営企画会議において、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告する.

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の経営に関する意思決定及び業務執行に関する支援機能を有する経営企画会議により、取締役の職務の 執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ・経営計画の執行状況を経営企画会議で検証し、新たな施策等の決定を行い、業務目標の達成に努める。
- ・中期経営計画に基づき、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標達成を明確にする。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ネットイヤーグループ倫理規程をグループに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ・当社の取締役及び使用人が子会社の取締役を兼務し、また当社の監査役及び使用人が子会社の監査役を兼務することにより、グループ間の情報伝達を推進するとともに、子会社の業務執行状況の監視、監督を行う。
- ・コンプライアンス室による子会社の内部監査を実施する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査役の補助にあたらせる。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役補助使用人を設置した場合は、使用人の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役会に報告すべき事項を定める社内規程を整備し、取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、報告する。
- ・部門を統括する取締役は、監査役と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスクについて報告する。 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査役会及び監査法人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が監査法人、内部監査 部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備 する。

(2) 内部監査及び監査役監査に係わる事項

他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置し、専任担当者を代表取締役が任命しております。コンプライアンス室は、内部監査計画に基づき監査を実施、監査結果を代表取締役社長に報告を行うとともに、業務の改善及び適正化のための必要な対策・改善措置の立案、勧告、実施監督を行っております。また、監査役会や会計監査人と情報および意見を交換しており、相互連携をとっております。

監査役による監査は、監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、実施した監査結果を監査役会で報告・審議した上で、事業年度末の監査役会の監査報告書にとりまとめて、株主総会への報告を行います。具体的な監査方法として、取締役会その他の重要会議への出席と意見陳述、重要な決裁書類・資料等の閲覧、各部門の調査等を実施しております。また、コンプライアンス室や会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど、相互連携をとっております。なお、監査役のうち1名は金融機関出身であり、企業財務・会計に対する高い知見を有しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に係わる事項

当社取締役4名のうち、岡俊子氏は社外取締役であります。岡氏は当社取締役会において、その高い知見と経験を生かし、独立した立場から経営への関与・監督を行っています。岡氏はアビームM&Aコンサルティング株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、アビームM&Aコンサルティング株式会社と当社との間に取引はありません。

当社監査役3名のうち、近藤正二氏と古田利雄氏は社外監査役であります。近藤氏は上場企業の監査役経験者としての知見と経験を生かし、古田氏は弁護士としての知見および国内他企業における社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を生かし、それぞれ当社の経営の監視を行っております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないこと等の独立役員の構成要件を鑑み、当社は古田氏を当社独立役員として指定しております。

社外取締役及び社外監査役は、それぞれ取締役・監査役としての職務執行上必要な範囲において、取締役会・監査役会等を通じ又は個別に、コンプライアンス室や会計監査人と情報交換や意見交換等を行っております。

(4)役員報酬に係わる事項

当該事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員の報酬等の総額(単位:百万円)

	基本報酬	総額
取締役(2名)	33	33
監査役(2名)	3	3
社外役員(4名)	11	11
合計	48	48

- (注)1. 取締役報酬には、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額は含まれておりません。
 - 2. 当社は役員の報酬等の額又はその算定方法について、特別の方針を定めておりません。

(5) 社外取締役、社外監査役及び会計監査人との責任限定契約について

当社と社外取締役岡俊子及び社外監査役古田利雄は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。また、本書提出日現在、当社と社外監査役近藤正二との間で当該契約は締結しておりません。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人の同法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、本書提出日現在、当社と会計監査人である有限責任査法人トーマツとの間で当該契約は締結しておりません。

(6)株式の保有状況に係わる事項

純投資目的以外の目的で保有する投資株式の状況

該当事項はありません。

純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式の状況

該当事項はありません。

純投資目的で保有する投資株式の状況

該当事項はありません。

(7)会計監査人に係わる事項

独立監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツに会計監査を依頼しており、当該事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)における会計監査体制は以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 大中 康行

指定有限責任社員 業務執行社員 阿部 功

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助の構成

公認会計士2名、会計士補等4名

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(9)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会	前連結会計年度		会計年度
区分	監査証明業務に基づく	非監査業務に基づく報	監査証明業務に基づく	非監査業務に基づく報
	報酬(千円)	酬(千円)	報酬(千円)	酬(千円)
提出会社	25,000	2,500	30,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	25,000	2,500	30,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、株式会社トライバルメディアハウスを子会社化するに当たって、同社の財務内容、事業内容等の実態を把握し、問題点の有無を把握するための調査、デューデリジェンス業務を有限責任監査法人トーマツへ委託いたしました。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当該事項はありませんが、当社グループの規模・特性、また監査日数等を勘案した上定めております。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、 当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3.連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	704,351	880,317
受取手形及び売掛金	817,865	693,406
仕掛品	16,156	2 49,933
原材料及び貯蔵品	953	1,094
繰延税金資産	35,018	51,974
その他	34,461	27,908
流動資産合計	1,608,805	1,704,636
固定資産		
有形固定資産		
建物	91,245	94,596
減価償却累計額	39,411	48,610
建物(純額)	51,834	45,985
工具、器具及び備品	150,560	139,439
減価償却累計額	94,423	105,141
工具、器具及び備品(純額)	56,137	34,297
建設仮勘定		279
有形固定資産合計	107,971	80,562
無形固定資産		
ソフトウエア	65,498	64,443
のれん	99,221	78,332
その他	6,992	19
無形固定資産合計	171,711	142,795
投資その他の資産		
投資有価証券	16,647	17,905
敷金及び保証金	215,832	211,335
その他	306	0
投資その他の資産合計	232,786	229,241
固定資産合計	512,470	452,598
資産合計	2,121,275	2,157,234

有価証券報告書

		(—12 : 113
	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	206,417	219,749
未払金	53,274	47,402
未払法人税等	11,807	9,408
賞与引当金	35,169	950
受注損失引当金	698	2 156
その他	21,871	32,892
流動負債合計	329,239	310,559
負債合計	329,239	310,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	515,665	518,590
資本剰余金	596,731	599,656
利益剰余金	679,640	727,410
株主資本合計	1,792,036	1,845,656
少数株主持分	-	1,018
純資産合計	1,792,036	1,846,675
負債純資産合計	2,121,275	2,157,234

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	3,083,035	3,070,146
売上原価	2,518,091	₃ 2,456,245
- 売上総利益	564,944	613,901
販売費及び一般管理費	577,505	554,614
- 営業利益又は営業損失()	12,561	59,286
三 営業外収益		
受取利息	2,086	477
持分法による投資利益	-	1,258
助成金収入	1,200	2,400
その他	742	404
営業外収益合計	4,029	4,539
営業外費用		
持分法による投資損失	839	-
リース解約損	2,760	-
その他	467	0
営業外費用合計	4,066	0
経常利益又は経常損失()	12,597	63,826
特別損失		
固定資産除却損	₂ 7,135	243
特別損失合計	7,135	243
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損 失()	19,733	63,582
法人税、住民税及び事業税	14,483	10,558
法人税等調整額	151,500	16,956
法人税等合計	165,983	6,398
少数株主利益	-	1,018
当期純利益又は当期純損失()	185,716	68,962

【連結株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本 資本金		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
資本金 前期末残高 511,570 515,66 518,590 519,500	# + 次 +	至「7,21年37,31日)	土 (M22年37]31日)
前期未残高 511,570 515,666 当期変動額 37株の発行 4,095 2,92 当期来残高 515,665 518,59 資本剰余金 515,665 518,59 前期末残高 592,636 596,73 当期変動額 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期未残高 596,731 599,65 利益剰余金 1,014 21,19 当期変動額合計 21,014 21,19 当期変動額合計 206,731 47,77 当期変動額合計 206,731 47,77 当期未残高 679,640 727,41 株主資本合計 1,990,577 1,792,03 当期変動額 1,990,577 1,792,03 新株の発行 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額合計 1,990,577 1,792,036 新株の発行 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額合計 1,992,036 1,845,65 少数株主持分 前期未残高 - - 当期変動額合計 -<			
当期変動額会計 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期末残高 515,665 518,59 資本剩余金 190 592,636 596,73 当期変動額 592,636 596,73 当期変動額 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期表金 596,731 599,65 前期未残高 886,371 679,64 当期変動額 21,014 21,19 当期変動額合計 206,731 47,77 当期未残高 206,731 47,77 当期未残高 1,990,577 1,792,03 当期変動額 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額合計 1,985,716 68,96 当期変動額合計 1,985,41 53,62 少数株主持分 1,855,716 68,96 当期変動額合計 1,985,41 53,62 少数株主持分 1,815,65 1,90 前財未残高 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 1,91 1,91 当期変動額合計 - 1,01 財務会員 - 1,01		511 570	515 ((5
新株の発行 4,095 2,92 当期交動額合計 4,095 2,92 当期未残高 515,665 518,59 資本剩余金 592,636 596,73 当期変動額 592,636 596,73 新株の発行 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期未残高 596,731 599,654 利益剰余金 886,371 679,64 当期変動額 21,014 21,19 当期変動額合計 206,731 47,77 当期変動額合計 206,731 47,77 計算表高 1,990,577 1,792,03 当期変動額 新株の発行 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額 新株の発行 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額 新株の発行 8,190 5,85 到期変動額合計 198,541 53,62 少数株主持分 前期未残高 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 前期未残高 - - 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(統額) - 1,011 当期変動額合計 - 1,011 当期変動額合計 - 1,011<		511,570	313,003
当期変動額合計 4,095 2,92 当期未残高 515,665 518,59 資本剰余金 592,636 596,73 前期未残高 592,636 596,73 当期変動額 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期未残高 596,731 599,65 利益剰余金 886,371 679,64 当期変動額 21,014 21,19 当期終利益又は当期純損失() 185,716 68,96 当期変動額 1,990,577 1,792,03 当期変動額 1,990,577 1,792,03 当期変動額 8,190 5,855 剩余金の配当 21,014 21,19 当期終利益又は当期純損失() 185,716 68,96 当期変動額合計 198,541 53,62 少数株主持分 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 1 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 1 1,01 1,01 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) - 1,01 当期変動額合計 - 1,01 当期変動額合計 - 1,01 当期変動額合計 - 1,01 <t< td=""><td></td><td>4.005</td><td>2.025</td></t<>		4.005	2.025
当期未残高 515,665 518,59 資本剰余金 前期未残高 592,636 596,73 当期変動額 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期未残高 596,731 599,65 利益剰余金 886,371 679,64 当期変動額 21,014 21,19 当期充利益又は当期純損失() 185,716 68,96 当期変動額合計 206,731 47,77 当期未残高 679,640 727,41 株主資本合計 1,990,577 1,792,03 当期変動額 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額 8,190 5,85 剩余金の配当 21,014 21,19 当期変動額合計 185,716 68,96 当期変動額合計 1,99,577 1,792,03 当期変動額合計 1,99,571 1,792,03 当期表残高 1,99,571 1,845,65 少数株主持分 1,99,571 1,845,65 少数株主持分 1,99,571 1,99,571 1,845,65 少数株主持分 1,99,571 1,99,571 1,99,571 前期交動額合計 1,99,571 1,99			
資本剰余金 前期末残高 592,636 596,73 596,73 当期変動額 新株の発行 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 3月素残高 596,731 599,65 7月素 79,64 79,6		<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
前期未残高 592,636 596,73 当期変動額 4,095 2,92 当期変動額合計 4,095 2,92 当期未残高 596,731 599,658 利益剰余金 886,371 679,644 当朋変動額 21,014 21,19 当期疾力益又は当期純損失() 185,716 68,96 当期変動額合計 206,731 47,77 当期未残高 679,640 727,41 株主資本合計 1,990,577 1,792,036 当期変動額 1,990,577 1,792,036 当期変動額 21,014 21,19 当期終入命の配当 185,716 68,96 当期変動額合計 198,541 53,62 当期来残高 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 前期未残高 - - 当期変動額 - - - 非支持分 前期未残高 - - 当期変動額 - - - 本書 - - - 市財未資高 - - - 少数株主持分 前期未残高 - - - 当期変動額 - -		313,003	518,590
当期変動額 4.095 2,92 当期変動額合計 4.095 2,92 当期未残高 596,731 599,656 利益剩余金 886,371 679,644 当期変動額 21,014 21,19 当期疾動額合計 206,731 47,77 当期未残高 679,640 727,410 株主資本合計 1,990,577 1,792,036 当期変動額 1,990,577 1,792,036 当期変動額 21,014 21,19 当期終金の配当 185,716 68,966 当期変動額合計 198,541 53,62 当期来残高 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 前期未残高 - - 可期未残高 - - - 少数株主持分 前期未残高 - - - 少数株主持分 前期未残高 - - - - 前期未残高 - </td <td></td> <td>502 (2)</td> <td>507.721</td>		502 (2)	507.721
新株の発行4,0952,92当期変動額合計4,0952,92当期末残高596,731599,65利益剰余金886,371679,64当期変動額21,01421,19当期純利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計206,73147,77当期未残高679,640727,41株主資本合計1,990,5771,792,03当期変動額1,990,5771,792,03当期変動額8,1905,85剰余金の配当21,01421,19当期統利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計198,54153,62当期未残高1,792,0361,845,65少数株主持分前期未残高前期未残高当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,015当期変動額合計-1,015当期変動額合計-1,015当期変動額合計-1,015当期変動額合計-1,015		392,030	590,731
当期変動額合計4,0952,92当期末残高596,731599,65利益剰余金886,371679,64当期変動額21,01421,19当期純利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計206,73147,77当期末残高679,640727,416株主資本合計1,990,5771,792,03当期変動額31,990,5771,792,03新株の発行8,1905,85剩余金の配当21,01421,19当期統利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計1,792,0361,845,65少数株主持分11,792,0361,845,65少数株主持分11,792,0361,845,65可期表数額額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)当期変動額合計-1,015当期変動額合計-1,015当期変動額合計-1,015		4.005	2 025
当期末残高596,731599,65利益剰余金886,371679,64当期変動額21,01421,19当期統利益又は当期純損失())185,71668,96当期変動額合計206,73147,77当期末残高679,640727,41株主資本合計1,990,5771,792,03当期変動額35,85新株の発行8,1905,85剩余金の配当21,01421,19当期統利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計198,54153,62当期末残高1,792,0361,845,65少数株主持分前期末残高前期未残高当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01当期変動額合計-1,01			
利益剰余金 前期未残高 886,371 679,646 当期変動額 剰余金の配当 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失()) 185,716 68,966 当期変動額合計 206,731 47,777 当期未残高 679,640 727,416 株主資本合計 前期未残高 1,990,577 1,792,036 当期変動額 新株の発行 8,190 5,856 剰余金の配当 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失() 185,716 68,966 当期変動額合計 198,541 53,626 当期変動額合計 198,541 53,626 当期末残高 1,792,036 1,845,656 少数株主持分 前期未残高			
前期未残高 886,371 679,646 当期変動額 乗列余金の配当 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失() 185,716 68,966 当期変動額合計 206,731 47,777 当期未残高 679,640 727,410 株主資本合計 前期未残高 1,990,577 1,792,036 当期変動額 1,990,577 1,792,036 当期変動額 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失() 185,716 68,966 当期変動額 198,541 53,622 当期未残高 1,792,036 1,845,656 少数株主持分 前期未残高		390,731	399,030
当期変動額 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失() 185,716 68,96 当期変動額合計 206,731 47,77 当期未残高 679,640 727,410 株主資本合計 1,990,577 1,792,030 当期変動額 1,990,577 1,792,030 当期変動額 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失() 185,716 68,96 当期変動額合計 198,541 53,62 当期未残高 1,792,036 1,845,65 少数株主持分 前期未残高 - - 前期未残高 - - - 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) - 1,01 当期変動額合計 - 1,01 当期変動額合計 - 1,01		886 371	670 640
剰余金の配当 当期純利益又は当期純損失()21,014 185,71621,19 206,73121,19 306,73147,77 47,77 47,77 47,77 47,77 57 31 31 31 31 31 32 32 33 34 34 34 35 36 37 37 38 38 39 39 39 39 30 30 30 30 30 30 		880,371	079,040
当期純利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計206,73147,77当期未残高679,640727,410株主資本合計 前期未残高1,990,5771,792,03当期変動額8,1905,850剰余金の配当 当期純利益又は当期純損失()21,01421,19当期変動額合計185,71668,96当期末残高1,792,0361,845,65少数株主持分 前期未残高当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,010当期変動額合計-1,010当期変動額合計-1,010当期変動額合計-1,010		21.014	21 191
当期変動額合計206,73147,77当期末残高679,640727,410株主資本合計前期末残高1,990,5771,792,030当期変動額新株の発行8,1905,850剩余金の配当21,01421,19当期純利益又は当期純損失()185,71668,960当期変動額合計198,54153,620当期末残高1,792,0361,845,650少数株主持分前期末残高前期末残高当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,010当期変動額合計-1,010		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
当期末残高679,640727,416株主資本合計 前期末残高1,990,5771,792,036当期変動額 新株の発行 判余金の配当 当期純利益又は当期純損失())8,190 21,014 185,716 31,92,036 21,014 185,716 198,5415,856 68,966 53,626 1,845,656 9数株主持分 前期末残高 1,792,0361,845,656 1,845,656 1,792,036少数株主持分 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 出現変動額合計・ 当期変動額合計-1,016 1,017			<u> </u>
株主資本合計 前期未残高 1,990,577 1,792,036 当期変動額 新株の発行 8,190 5,856 剰余金の配当 21,014 21,19 当期純利益又は当期純損失() 185,716 68,966 当期変動額合計 198,541 53,626 当期末残高 1,792,036 1,845,656 少数株主持分 前期未残高			
前期末残高 1,990,577 1,792,036 当期変動額		072,040	727,410
当期変動額8,1905,856剰余金の配当21,01421,19当期純利益又は当期純損失())185,71668,966当期変動額合計198,54153,62当期末残高1,792,0361,845,656少数株主持分 前期未残高当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,016当期変動額合計-1,016		1 990 577	1 792 036
新株の発行8,1905,850剰余金の配当21,01421,19当期純利益又は当期純損失())185,71668,960当期変動額合計198,54153,620当期末残高1,792,0361,845,650少数株主持分 前期末残高当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,010当期変動額合計-1,010		1,000,011	1,72,030
剰余金の配当21,01421,19当期純利益又は当期純損失()185,71668,96当期変動額合計198,54153,62当期末残高1,792,0361,845,65少数株主持分 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,01当期変動額合計-1,01		8.190	5,850
当期純利益又は当期純損失()185,71668,960当期変動額合計198,54153,620当期末残高1,792,0361,845,650少数株主持分 前期末残高当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,010当期変動額合計-1,010		,	21,191
当期変動額合計198,54153,620当期末残高1,792,0361,845,650少数株主持分前期末残高当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,010当期変動額合計-1,010		,	68,962
当期末残高1,792,0361,845,656少数株主持分 前期末残高当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-1,018当期変動額合計-1,018		198,541	53,620
少数株主持分 - - - - - - - - - - - 1,015 - 1,015 - 1,015 - - 1,015 - - 1,015 - - 1,015 - - - - 1,015 -	当期末残高		1,845,656
前期末残高			,,
当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) - 1,013 当期変動額合計 - 1,013		-	-
当期変動額合計 - 1,015			
当期変動額合計 - 1,01	株主資本以外の項目の当期変動額(純額) -	1,018
W ## - 715 ÷		-	1,018
当期木残局 $ 1,01^\circ$	当期末残高	-	1,018

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,990,577	1,792,036
当期変動額		
新株の発行	8,190	5,850
剰余金の配当	21,014	21,191
当期純利益又は当期純損失()	185,716	68,962
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,018
当期変動額合計	198,541	54,639
当期末残高	1,792,036	1,846,675

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期 純損失()	19,733	63,582
減価償却費	62,083	59,878
のれん償却額	12,396	20,888
貸倒引当金の増減額(は減少)	137	-
賞与引当金の増減額(は減少)	47,230	34,219
役員賞与引当金の増減額(は減少)	30,167	-
受注損失引当金の増減額(は減少)	454	542
受取利息及び受取配当金	2,086	477
固定資産除却損	7,135	243
持分法による投資損益(は益)	839	1,258
売上債権の増減額(は増加)	100,887	124,458
たな卸資産の増減額(は増加)	38,763	33,918
仕入債務の増減額(は減少)	8,808	13,331
未払金の増減額(は減少)	8,477	3,726
未払消費税等の増減額(は減少)	24,205	10,779
その他の資産の増減額(は増加)	3,099	7,585
その他の負債の増減額(は減少)	12,543	1,669
小計	65,161	228,275
- 利息及び配当金の受取額	2,067	492
法人税等の支払額	17,426	15,619
	49,802	213,148
- 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	45,032	10,173
有形固定資産の除却による支出	122	-
無形固定資産の取得による支出	58,370	16,657
敷金及び保証金の回収による収入	3,826	4,497
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る収入	22,551	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る支出	₂ 81,155	-
貸付けによる支出	30,000	-
	188,302	22,333
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	8,190	5,850
配当金の支払額	20,515	20,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,325	14,848
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	150,824	175,966
現金及び現金同等物の期首残高	855,175	704,351
現金及び現金同等物の期末残高	704,351	880.317
ルルスした正司寸1ツソ州八次回	1 701,331	1 000,517

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1.連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 4社	連結子会社の数 4社
	ネットイヤークラフト株式会社	ネットイヤークラフト株式会社
	- ネットイヤームーヴ株式会社	ネットイヤームーヴ株式会社
	トリビティー株式会社	ネットイヤーゼロ株式会社
	「りこう~ 杯式会社 株式会社トライバルメディアハウス	株式会社トライバルメディアハウス
	トリビティー株式会社については、	ネットイヤーゼロ株式会社につい
	平成20年10月31日に株式の追加取得	ては、平成21年6月1日付けで、トリ
	をしたことにより、当社の持分法適用	ビティー株式会社より商号変更して
	関連会社から子会社となったため、平	おります。
	成20年10月1日をみなし取得日とし	
	て、連結の範囲に含めております。	
	株式会社トライバルメディアハウ	
	スについては、 平成21年 1 月 6 日に同	
	社株式を売買により取得したことに	
	より、当社の子会社となったため、平	
	成21年1月1日をみなし取得日とし	
	て、連結の範囲に含めております。	
2 . 持分法の適用に関する事	持分法適用の関連会社数 1社	持分法適用の関連会社数 1社
項	株式会社電通ネットイヤーアビーム	株式会社電通ネットイヤーアビーム
	トリビティー株式会社については、	
	平成20年10月31日に株式の追加取得	
	をしたことにより、当社の関連会社か	
	ら子会社となり連結の範囲に含めた	
	ため、持分法の適用範囲から除外して	
	おります。	
3 . 連結子会社の事業年度等	連結子会社の決算日は、連結決算日と一	同左
に関する事項		
4.会計処理基準に関する事		
項		
(1) 重要な資産の評価基準	たな卸資産	たな卸資産
及び評価方法	仕掛品	仕掛品
	個別法による原価法(貸借対照表	個別法による原価法(貸借対照表
	価額については収益性の低下による	価額については収益性の低下による
	- 簿価切下げの方法により算定)を採	 簿価切下げの方法により算定)を採
	用しております。	用しております。
	 原材料及び貯蔵品	 原材料及び貯蔵品
	最終仕入原価法(貸借対照表価額	最終仕入原価法(貸借対照表価額
	 については収益性の低下による簿価	については収益性の低下による簿価
	切下げの方法により算定)を採用し	切下げの方法により算定)を採用し
	ております。	ております。
	(会計方針の変更)	
	当連結会計年度より「棚卸資産の評	
	一個に関する会計基準」(企業会計基準	
	第9号 平成18年7月5日公表分)を	
	適用しております。	
	これにより、当連結会計年度におい	
	て、損益に与える影響はありません。	
i	、沢皿につんるが言はのりみに10。	1

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(2)重要な減価償却資産の	イ 有形固定資産(リース資産を除く)	イ 有形固定資産(リース資産を除く)
減価償却の方法	定率法を採用しております。	同左
	(主な耐用年数)	
	建物 10~18年	
	器具及び備品 3~15年	
	ロ 無形固定資産(リース資産を除く)	ロ 無形固定資産(リース資産を除く)
	定額法を採用しております。なお、自	同左
	社利用のソフトウエアについては社内	
	における見込利用可能期間(3~5	
	年)に基づく定額法によっております。	
(3) 重要な引当金の計上基	イ 貸倒引当金	イ 貸倒引当金
準	債権の貸倒れによる損失に備えるた	同左
	め、一般債権については貸倒実績率によ	
	り、貸倒懸念債権等特定の債権について	
	は個別に回収可能性を検討し、回収不能	
	見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金	 ロ 賞与引当金
	ロー貝づカヨ並 従業員の賞与の支給に備えて、賞与支	
	給見込額の当連結会計年度負担額を計	lat.
	上しております。	
	八 受注損失引当金	八 受注損失引当金
	受注契約に係る将来の損失に備えて、	同左
	当連結会計年度末時点で将来の損失が	
	見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に	
	見積もることが可能なものについては、	
	決算日以降に発生が見込まれる損失を	
	引当計上しております。	
(4)重要な収益及び費用の計 上基準		完成工事高及び完成工事原価の計上基 準
		イ 当連結会計年度末までの進捗部分に
		ついて成果の確実性が認められる工
		事
		工事進行基準(工事の進捗率の見積
		りは原価比例法)
		ロ その他工事
		上争元队奉年
		 (会計方針の変更)
		当連結会計年度より「工事契約に関す
		る会計基準」(企業会計基準第15号 平成
		19年12月27日)及び「工事契約に関する
		会計基準の適用指針」(企業会計基準適
		用指針第18号 平成19年12月27日)を適用
		しておりますが、成果の確実性が認められ
		るプロジェクトはないため、工事完成基準
		によっております。
		これにより、当連結会計年度において、
	<u> </u>	損益に与える影響はありません。

有価証券報告書

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(5) 重要な外貨建の資産又は	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直	同左
負債の本邦通貨への換算	物等為替相場により円貨に換算し、換算差	
基準	額は損益として処理しております。	
(6) その他連結財務諸表作	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、	同左
	税抜方式によっております。	
5 . 連結子会社の資産及び負	連結子会社の資産及び負債の評価につ	同左
債の評価に関する事項	いては、全面時価評価法を採用しておりま	
	ुं के ,	
6.のれん及び負ののれんの	のれんの償却については、発生日以後投	同左
償却に関する事項	資効果の発現する期間(5年)で均等償	
	却し、少額なものは発生時に一括償却して	
	おります。	
7.連結キャッシュ・フロー	手許現金、随時引き出し可能な預金及び	同左
計算書における資金の範	容易に換金可能であり、かつ、価値の変動	
囲	について僅少なリスクしか負わない取得	
	日から3ヶ月以内に償還期限の到来する	
	短期投資からなっております。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

【连約別が語衣下成のための基本となる重安な事項の	支 丈】
前連結会計年度 (自 平成20年4月1日	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従	
来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており	
ましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計	
基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業	
会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び	
「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計	
基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計	
士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を	
適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に	
よっております。	
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移	
転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常	
の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用してお	
ります。	
これにより、当連結会計年度において、損益に与える影	
響はありません。	

【表示方法の変更】

 	以本件人制作库
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(連結貸借対照表)	
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等	
の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣	
府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度に	
おいて、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当	
連結会計年度から「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区	
分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資	
産」に含まれる「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それ	
ぞれ53,754千円、2,092千円であります。	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)		
1. 関連会社に関するものは次のとおりであります。		1.関連会社に関するものは次のと	おりであります。	
投資有価証券(株式)	投資有価証券(株式) 16,647千円		17,905千円	
		2 . 損失が見込まれる受注制作に係る仕掛品と受注損失		
		引当金は、相殺せずに両建てで表示	しております。	
		損失の発生が見込まれる受注制作	乍に係る仕掛品の	
		うち、受注損失引当金に対応する額	iは129千円であり	
		ます。		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		
1.販売費及び一般管理費のう	ち主要な費目及び金額は	1.販売費及び一般管理費のう	ち主要な費目及び金額は	
以下のとおりです。		以下のとおりです。		
役員報酬	71,986千円	役員報酬	81,723千円	
給与手当	154,669	給与手当	192,152	
賞与引当金繰入額	9,846	賞与引当金繰入額	50	
採用費	53,301	採用費	3,925	
支払手数料	121,239	支払手数料	97,776	
2 . 固定資産除却損の内訳		2.固定資産除却損の内訳		
建物	1,118千円	器具及び備品	243千円	
器具及び備品	6,016千円			
		3 . 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額		
			156千円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	64,660	546	-	65,206
合計	64,660	546	-	65,206
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加546株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	21,014	325	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	21,191	利益剰余金	325	平成21年3月31日	平成21年 6 月29日

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)			当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	65,206	390	-	65,596
合計	65,206	390	-	65,596
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

⁽注) 普通株式の発行済株式総数の増加390株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,191	325	平成21年3月31日	平成21年 6 月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	21,318	利益剰余金	325	平成22年3月31日	平成22年 6 月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(連結キャッシュ・フロー計算書関	係)	
前連結会計年度		当連結会計年度
(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	 結貸借対昭表に	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に
掲記されている科目の金額との関係		掲記されている科目の金額との関係
	3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
(17.70= 1	(千円)	(千円)
現金及び預金勘定	704,351	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
現金及び現金同等物	704,351	現金及び現金同等物 880,317
2 . 株式の取得により新たに連結子会社。	となった会社の	
資産及び負債の主な内訳		
株式の取得により新たに連結したこと	とに伴う連結開	
始時の資産及び負債の内訳並びに株式の		
得のための支出(純額)との関係は次の	かとおりであり	
ます。		
トリビティー株式会社	(千円)	
流動資産	28,922	
固定資産	61	
のれん	7,174	
流動負債	31,244	
小計	4,913	
支配獲得時までの持分法適用後の株	13	
式の連結貸借対照表計上額		
当該会社の支配獲得時の取得価額	4,900	
当該会社の現金及び現金同等物	27,451	
差引:当該会社取得のための支出	22,551	
(収入)		
株式会社トライバルメディアハウス	(千円)	
流動資産	19,806	
固定資産	1,700	
のれん	104,443	
流動負債	30,550	
当該会社の支配獲得時の取得価額	95,400	
当該会社の現金及び現金同等物	14,244	
差引:当該会社取得のための支出	81,155	
3.当連結会計年度中に支配獲得した新規	見連結子会社に	

(リース取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 該当事項はありません。

対する、支配獲得前の貸付による支出であります。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 敷金は本社及び事業所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。 営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月程度の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	880,317	880,317	-
(2)受取手形及び売掛金	693,406	693,406	-
(3)敷金	211,235	166,402	44,832
資産計	1,784,959	1,740,126	-
(1) 買掛金	219,749	219,749	-
(2)未払金	47,402	47,402	-
負債計	267,151	267,151	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(3)敷金

時価については、本社及び事業所の敷金から将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除した ものに対し、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引い た現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)	
投資有価証券(非上場株式)	17,905	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	880,317
受取手形及び売掛金	693,406
合計	1,573,724

(注)敷金については、回収期間を見積もっているため、上表には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 当社グループは、退職給付制度を採用しておりませんので該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 当社グループは、退職給付制度を採用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 6 月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション	平成18年 9 月12日 臨時株主総会決議 ストック・オプション	平成19年3月9日 臨時株主総会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 64名	当社の取締役 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 81名 当社の子会社の役員及 10名 び従業員 10名
株式の種類別のストック・ オプション数 (注1)	普通株式 6,000株	 普通株式 480株	その他 1名 普通株式 1,790株
付与日	平成17年 6 月24日	平成18年11月22日	平成19年3月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。(注2)		同左(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	平成18年 6 月26日から 平成26年 6 月25日まで	平成20年 9 月13日から 平成28年 9 月12日まで	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで

(注)1.株式数に換算して記載しております。

2.権利確定条件の達成に要する期間が固定的でなく、かつ、その権利確定日を合理的に予測することが困難なため、権利確定条件は付されていないものとみなしております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		平成16年 6 月25日 定時株主総会決議	平成18年9月12日 臨時株主総会決議	平成19年3月9日 臨時株主総会決議
		ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前連結会計年度末		-	-	-
付与		-	-	-
失効		-	-	-
権利確定		-	-	-
未確定残		-	-	-
権利確定後	(株)			
前連結会計年度末		4,171	480	1,753
権利確定		-	-	-
権利行使		546	-	-
失効		74	-	28
未行使残		3,551	480	1,725

単価情報

		平成16年 6 月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション	平成18年 9 月12日 臨時株主総会決議 ストック・オプション	平成19年3月9日 臨時株主総会決議 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	15,000	38,000	38,000
行使時平均株価	(円)	72,002	-	-
公正な評価単価(付与日)	(円)	-	-	-

- 2.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。
- 3.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

- 1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	定時株主総会決議臨時株主総会決議臨		平成19年3月9日 臨時株主総会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数当社の取締役	当社の取締役 3名 当社の従業員 64名	当社の取締役 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 81名 当社の子会社の役員及 び従業員 10名
			その他 1名
株式の種類別のストック・ オプション数 (注1)	普通株式 6,000株	普通株式 480株	普通株式 1,790株
付与日	平成17年 6 月24日	平成18年11月22日	平成19年3月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。(注2)	同左(注2)	同左(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成18年 6 月26日から 平成26年 6 月25日まで	平成20年 9 月13日から 平成28年 9 月12日まで	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで

- (注)1.株式数に換算して記載しております。
 - 2.権利確定条件の達成に要する期間が固定的でなく、かつ、その権利確定日を合理的に予測することが困難なため、権利確定条件は付されていないものとみなしております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		平成16年 6 月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション	平成18年9月12日 臨時株主総会決議 ストック・オプション	平成19年3月9日 臨時株主総会決議 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前連結会計年度末		-	-	-
付与		-	-	-
失効		-	-	-
権利確定		-	-	-
未確定残		-	-	-
権利確定後	(株)			
前連結会計年度末		3,551	480	1,725
権利確定		-	-	-
権利行使		390	-	-
失効		218	-	192
未行使残		2,943	480	1,533

単価情報

		平成16年 6 月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション	平成18年 9 月12日 臨時株主総会決議 ストック・オプション	平成19年3月9日 臨時株主総会決議 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	15,000	38,000	38,000
行使時平均株価	(円)	21,300	-	-
公正な評価単価(付与日)	(円)	-	-	-

- 2.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。
- 3.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(棁効果会計関係)				
前連結会計年度		当連結会計年度		
(平成21年3月31日)		(平成22年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		
	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		5の王な原因別の	
内訳		内訳		
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)	
賞与引当金	14,314	賞与引当金	386	
減価償却超過額	5,650	減価償却超過額	2,628	
未払事業税	1,707	未払事業税	2,080	
未払金	1,674	未払金	1,544	
未払費用	1,531	繰越欠損金	84,851	
繰越欠損金	368,164	その他	341	
その他	339	繰延税金資産小計	91,833	
繰延税金資産小計	393,383			
		評価性引当額	39,858	
評価性引当額	358,365	 繰延税金資産合計	51,974	
——— 繰延税金資産合計	35,018			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	 、税等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の活	人税等の負担率	
との差異の原因となった主な項目別内訓	Я	との差異の原因となった主な項目別内	訳	
	(%)		(%)	
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7	
(調整)		(調整)		
交際費等の永久差異項目	20.3	交際費等の永久差異項目	8.8	
住民税均等割額	14.6	住民税均等割額	4.9	
評価性引当額の増加	824.4	評価性引当額の減少	74.1	
のれん償却	25.6	のれん償却	13.4	
持分法損益	1.7	持分法損益	0.8	
連結子会社の税率差異	4.0	連結子会社の税率差異	2.0	
その他	0.8	その他	1.0	
税効果会計適用後の法人税等負担率	841.1	税効果会計適用後の法人税等負担率	<u> </u>	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当連結会計年度において、インターネット広告販売等のサイト事業を行うトリビティー株式会社(現 ネットイヤーゼロ株式会社)の株式を追加取得し連結の範囲に含めたことにより、新たなセグメントとして「ウェブメディア事業」が加わりましたが、全セグメントの売上高の合計、営業損益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占めるSIPS事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業損益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占めるSIPS事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項で重要な取引はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項で重要な取引はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	27,482.69円	1 株当たり純資産額	28,136.73円
1株当たり当期純損失金額	2,849.77円	1 株当たり当期純利益金額	1,052.67円
		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1,044.07円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につい			
ては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失で			
あるため記載しておりません。			

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。

	115±1±4±1 <u></u>	31/3+7+ A +1 +- +-	
	前連結会計年度	当連結会計年度	
	(自平成20年4月1日	(自平成21年4月1日	
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)	
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失			
金額			
当期純利益又は当期純損失()(千円)	185,716	68,962	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失	195 716	69,062	
()(千円)	185,716	68,962	
期中平均株式数 (株)	65,169	65,512	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
普通株式増加数	-	540	
(うち新株予約権(株))	-	(540)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後			
1 株当たり当期純利益の算定に含めなかっ			
た潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

(主文な校元学系)	10+44414-4		
前連結会計年度 (自 平成20年4月1日	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日		
至 平成21年3月31日)	至平成22年3月31日)		
	株式取得による会社の買収(子会社化)		
	当社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、株		
	式会社モバプロネットの株式を取得し子会社化するこ		
	を決議し、平成22年4月28日に同社株式を売買により取		
	しました。		
	 子会社の概要は以下のとおりであります。		
	大会社の概要は以下のこのりとのります。 名 称: 株式会社モバプロネット		
	事業内容: モバイルビジネスコンサルティング事業		
	携帯サイト/アプリ企画・開発事業		
	携帯コンテンツディレクション事業		
	携帯サイト/PCサイト運用事業		
	規 模: 平成21年12月期		
	売上高 49,522千円		
	当期純利益 435千円		
	資本金 19,500千円		
	総資産 47,800千円		
	純資産 25,762千円		
	 株式取得の目的:サービス領域における体制強化		
	取得株数: 440株		
	取得価額: 39,000千円		
	持分比率: 取得後 100%		
	持分法適用関連会社の株式売却		
	当社は、平成22年6月17日開催の取締役会において、持		
	分法適用の関連会社である株式会社電通ネットイヤーア		
	ビームの当社所有全株式を株式会社電通に売却すること		
	を決議し、平成22年6月22日に同社株式を売買により売却		
	いたしました。 		
	(1)株式売却の理由		
	株式会社電通より、株式会社電通ネットイヤーアビーム		
	株式買取りの提案を受け、協議の上、売却することといた		
	しました。		
	(2)株式売却先 株式会社電通		
	(3) 売却した持分法適用関連会社の概要		
	名称: 株式会社電通ネットイヤーアビーム		
	所在地: 東京都中央区築地		
	代表者: 及川 直彦		
	ングサービスの提供		
	発行済株式数:1,200株 当社の所有性式数の7代持性比較:240件(20,006)		
	当社の所有株式数及び持株比率:240株(20.0%)		
	(4)株式売却の概要		
	売却株数: 240株		
	売却金額: 20,000千円		
	売却益: 2,094千円(見込額)		
	売却後の持分比率:0%		
<u> </u>	1		

【連結附属明細表】 【社債明細表】 該当事項はありません。

【借入金等明細表】 該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成21年4月1日	自平成21年7月1日	自平成21年10月1日	自平成22年1月1日
	至平成21年6月30日	至平成21年9月30日	至平成21年12月31日	至平成22年 3 月31日
売上高(千円)	592,225	810,265	616,826	1,050,828
税金等調整前四半期純利益				
金額又は税金等調整前四半	101,681	70,779	55,940	150,425
期純損失金額()	101,001	70,779	55,940	150,425
(千円)				
四半期純利益金額又は四半				
期純損失金額 ()損失	103,995	68,992	57,480	161,446
(千円)				
1 株当たり四半期純利益金				
額又は1株当たり四半期純	1,593.64	1,051.79	876.29	2,461.22
損失金額()(円)				

2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	624,587	793,737
受取手形	2,677	2,912
売掛金	785,692	671,971
仕掛品	10,950	2 50,701
原材料及び貯蔵品	928	1,094
前払費用	29,923	24,851
未収入金	11,230	15,141
繰延税金資産	32,482	46,825
短期貸付金	70,000	60,000
その他	1,225	392
貸倒引当金	19,752	3,663
流動資産合計	1,549,945	1,663,965
固定資産		
有形固定資産		
建物	91,245	94,596
減価償却累計額	39,411	48,610
建物(純額)	51,834	45,985
工具、器具及び備品	149,849	138,529
減価償却累計額	93,927	104,405
工具、器具及び備品(純額)	55,922	34,123
建設仮勘定	-	279
有形固定資産合計	107,756	80,388
無形固定資産		
ソフトウエア	59,795	60,984
その他	6,992	19
無形固定資産合計	66,787	61,003
投資その他の資産		
関係会社株式	162,300	185,742
敷金及び保証金	215,832	211,335
その他	306	0
投資損失引当金	25,166	30,000
投資その他の資産合計	353,272	367,078
固定資産合計	527,816	508,469
資産合計	2,077,761	2,172,435

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	223,850	303,267
未払金	46,779	44,036
未払費用	3,203	-
未払法人税等	5,060	7,036
未払消費税等	2,252	9,718
前受金	-	144
預り金	8,813	11,017
賞与引当金	29,942	-
受注損失引当金	698	2 380
その他	499	992
流動負債合計	321,100	376,594
負債合計	321,100	376,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	515,665	518,590
資本剰余金		
資本準備金	551,247	554,172
その他資本剰余金	45,483	45,483
資本剰余金合計	596,731	599,656
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	644,264	677,594
利益剰余金合計	644,264	677,594
株主資本合計	1,756,660	1,795,840
純資産合計	1,756,660	1,795,840
負債純資産合計	2,077,761	2,172,435

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	3,028,404	2,880,290
売上原価	2,518,722	2,396,045
売上総利益	509,682	484,245
販売費及び一般管理費	507,161	450,834
営業利益	2,521	33,410
営業外収益	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
受取利息	2,416	1,591
受取賃貸料	2,808	3,632
助成金収入	1,200	1,400
その他	741	334
営業外収益合計	7,166	6,957
営業外費用		
賃貸費用	3,763	2,355
リース解約損	2,760	-
その他	259	0
営業外費用合計	6,782	2,355
経常利益	2,904	38,013
特別利益		
貸倒引当金戻入額	<u>-</u>	9,531
特別利益合計	<u> </u>	9,531
特別損失	5.105	242
固定資産除却損	₃ 7,135	3 243
関係会社株式評価損	32,300	-
投資損失引当金繰入額	25,166	4,833
貸倒引当金繰入額	19,752	
特別損失合計	84,354	5,076
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	81,449	42,467
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	150,326	14,343
法人税等合計	152,616	12,053
当期純利益又は当期純損失()	234,066	54,521

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月 至 平成22年3月	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費 経費 当期総製造費用 期首仕掛品たな卸高 合計 期末仕掛品たな卸高 売上原価		827,127 1,647,902 2,475,029 54,643 2,529,672 10,950 2,518,722	33.4 66.6 100.0	708,959 1,726,836 2,435,796 10,950 2,446,746 50,701 2,396,045	29.1 70.9 100.0

(脚注)

前事業年度		当事業年度		
当社の原価計算は実際原価による個別原価計算を採用し		同左		
ております。				
経費の主な内訳は次の通りであります。		経費の主な内訳は次の通りであります。		
外注費	1,284,737千円	外注費	1,441,346千円	
地代家賃	131,802	地代家賃	72,857	
消耗品費	44,010	通信費	29,343	
減価償却費	47,688	減価償却費	44,152	

33,329

【株主資本等変動計算書】

当期変動額合計

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 511,570 515,665 当期変動額 新株の発行 4,095 2,925 当期変動額合計 4,095 2,925 当期末残高 515,665 518,590 資本剰余金 資本準備金 前期末残高 547,152 551,247 当期変動額 4,095 2,925 新株の発行 当期変動額合計 4,095 2,925 当期末残高 551,247 554,172 その他資本剰余金 前期末残高 45,483 45,483 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 45,483 45,483 資本剰余金合計 前期末残高 592,636 596,731 当期変動額 新株の発行 4,095 2,925 当期変動額合計 4,095 2,925 当期末残高 596,731 599,656 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 前期末残高 899,345 644,264 当期変動額 剰余金の配当 21,014 21,191 当期純利益又は当期純損失() 234,066 54,521 当期変動額合計 255,080 33,329 当期末残高 644,264 677,594 利益剰余金合計 前期末残高 899,345 644,264 当期変動額 剰余金の配当 21,014 21,191 当期純利益又は当期純損失() 234,066 54,521

255,080

有価証券報告書

		(· · · · · · · · · · ·
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期末残高	644,264	677,594
株主資本合計		
前期末残高	2,003,551	1,756,660
当期変動額		
新株の発行	8,190	5,850
剰余金の配当	21,014	21,191
当期純利益又は当期純損失()	234,066	54,521
当期变動額合計	246,890	39,179
当期末残高 当期末残高	1,756,660	1,795,840
純資産合計		
前期末残高	2,003,551	1,756,660
当期変動額		
新株の発行	8,190	5,850
剰余金の配当	21,014	21,191
当期純利益又は当期純損失()	234,066	54,521
当期変動額合計	246,890	39,179
当期末残高 当期末残高	1,756,660	1,795,840

【重要な会計方針】

前事業年度	る簿価 用して 価額に 価切下
評価方法 移動平均法による原価法を採用して おります。 2 . たな卸資産の評価基準及 び評価方法 (1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (2) 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (2) 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関	る簿価 用して 価額に 価切下
び評価方法 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (2)原材料及び貯蔵品最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更)当事業年度より「棚卸資産の評価に関	る簿価 用して 価額に 価切下
する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これにより、当事業年度において、損益 に与える影響はありません。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給已額の当期負担額を計上しております。 (3)受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えて、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。 (4)投資損失引当金 関係会社に対する投資について発生の見込まれる損失に備えて、名社の財政状態を勘案し、個別検討による必要額を計上しております。	

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
5 . 重要な収益及び費用の計		完成工事高及び完成工事原価の計上基
上基準		準
		イ 当事業年度末までの進捗部分に つ
		いて成果の確実性が認められる工事
		工事進行基準(工事の進捗率の見積
		りは原価比例法)
		ロ その他工事
		工事完成基準
		(会計方針の変更)
		当事業年度より「工事契約に関する会
		計基準」(企業会計基準第15号 平成19年
		12月27日)及び「工事契約に関する会計
		基準の適用指針」(企業会計基準適用指
		針第18号 平成19年12月27日)を適用して
		おりますが、成果の確実性が認められるプ
		ロジェクトはないため、工事完成基準に
		よっております。
		これにより、当事業年度において、損益
		に与える影響はありません。
6 . 外貨建の資産及び負債の	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物等	同左
本邦通貨への換算基準	為替相場により円貨に換算し、換算差額は	
	損益として処理しております。	
7.その他財務諸表作成のた	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
めの基本となる重要な事	消費税及び地方消費税の会計処理は、	同左
項	税抜方式によっております。	

【重要な会計方針の変更】

【重要な会計万針の変更】	
前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従	
来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており	
ましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基	
準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会	
計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び	
「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計	
基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計	
士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を	
適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に	
よっております。	
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移	
転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常	
の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用してお	
ります。	
これにより、当事業年度において、損益に与える影響は	
ありません。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

(民国对流戏团团)				
前事業年度		当事業年	度	
(平成21年3月31日)		(平成22年3月	31日)	
1. 関係会社項目		1.関係会社項目		
関係会社に対する資産及び	「負債には区分掲記され	関係会社に対する資産及び負債には区分掲記され		
たもののほかに次のものがあ	ります。	たもののほかに次のものか	があります 。	
短期貸付金	70,000千円	短期貸付金 60,0		
買掛金 60,834千円		買掛金	153,958千円	
		2 . 損失が見込まれる受注制作	Fに係る仕掛品と受注損失	
		引当金は、相殺せずに両建て	で表示しております。	
		損失の発生が見込まれる受	受注制作に係る仕掛品の	
		うち、受注損失引当金に対応	する額は128千円であり	
		ます。		

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
1.関係会社との取引に係るもの	-	1.関係会社との取引に係るも		
おります。		おります。		
賃貸収入	2,808千円	仕入高	710,706千円	
		受取利息	1,151千円	
		賃貸収入	3,632千円	
2.販売費に属する費用のおおよ	その割合は20%、一般	2.販売費に属する費用のおおよその割合は23%、一般		
管理費に属する費用のおおよそ	の割合は80%でありま	管理費に属する費用のおおよその割合は77%でありま		
ुं चे ्		す 。		
主要な費目及び金額は次のと	:おりであります。	主要な費目及び金額は次のとおりであります。		
役員報酬	50,034千円	役員報酬	48,200千円	
給与手当	154,043	給与手当	181,347	
法定福利費	19,247	法定福利費	23,621	
支払手数料	103,840	支払手数料	79,905	
減価償却費	7,081	減価償却費	9,263	
地代家賃	25,102	地代家賃	20,938	
採用費	48,219	採用費	3,125	
賞与引当金繰入額	9,788	消耗品費	12,520	
3.固定資産除却損は、建物1,118	3.固定資産除却損は、建物1,118千円、器具及び備品		び備品243千円でありま	
6,016千円であります。		す 。		
		4 . 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額		
			380千円	

(リース取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)に該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式173,742千円、関連会社株式12,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

(1	业 市 光左安	
前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年 3 月31日)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	Eの主な原因別の	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	の主な原因別の
内訳		内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	12,186	投資損失引当金	12,210
投資損失引当金	10,242	未払事業税	1,938
貸倒引当金	6,444	未払金	1,544
未払金	1,674	繰越欠損金	43,882
未払費用	1,303	その他	3,056
未払事業税	1,156	操延税金資産小計	62,631
繰越欠損金	294,976	評価性引当額	15,805
その他	361	——— 繰延税金資産合計	46,825
—— 繰延税金資産小計	328,348		
評価性引当額	295,866		
—— 繰延税金資産合計	32,482		
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の流	法人税等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法	人税等の負担率
との差異の原因となった主な項目別内記	Я	との差異の原因となった主な項目別内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
交際費等の永久差異項目	4.9	交際費等の永久差異項目	11.6
住民税均等割額	2.8	住民税均等割額	5.4
評価性引当額の増加	183.4	評価性引当額の減少	659.5
繰越欠損金 (期限切れ)	37.6	繰越欠損金(期限切れ)	574.9
その他	0.6	その他	1.5
税効果会計適用後の法人税等負担率	187.4	税効果会計適用後の法人税等負担率	28.4

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1 至 平成21年3月31		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	26,940.17円	1 株当たり純資産額	27,377.29円
1 株当たり当期純損失金額	3,591.68円	1 株当たり当期純利益金額	832.24円
		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額	825.44円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期	純利益金額につい		
ては、潜在株式は存在するものの1株	当たり当期純損失で		
あるため記載しておりません。			

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
234,066	54,521
-	-
224 066	54,521
234,000	54,521
65,169	65,512
-	540
-	(540)
	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 234,066 - 234,066 65,169

(重要な後発事象)

**************************************	リカルケヴ		
前事業年度 (自平成20年4月1日	当事業年度 (自平成21年4月1日		
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)		
	株式取得による会社の買収(子会社化)		
	当社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、株		
	式会社モバプロネットの株式を取得し子会社化すること		
	│ │ を決議し、平成22年4月28日に同社株式を売買により取得│		
	しました。		
	 子会社の概要は以下のとおりであります。		
	名 称: 株式会社モバプロネット		
	- 事業内容: モバイルビジネスコンサルティング事業		
	携帯サイト/アプリ企画・開発事業		
	携帯コンテンツディレクション事業		
	携帯サイト/PCサイト運用事業		
	規模: 平成21年12月期		
	売上高 49,522千円		
	当期純利益 435千円		
	資本金 19,500千円		
	総資産 47,800千円		
	株式取得の目的: サービス領域における体制強化		
	取得株数: 440株		
	取得価額: 39,000千円		
	持分比率: 取得後 100%		
	持分法適用関連会社の株式売却		
	当社は、平成22年6月17日開催の取締役会において、持		
	分法適用の関連会社である株式会社電通ネットイヤーア		
	ビームの当社所有全株式を株式会社電通に売却すること		
	を決議し、平成22年6月22日に同社株式を売買により売却		
	いたしました。		
	 (1)株式売却の理由		
	株式会社電通より、株式会社電通ネットイヤーアビーム		
	株式買取りの提案を受け、協議の上、売却することといた		
	しました。		
	(2)株式売却先 株式会社電通		
	(3)売却した持分法適用関連会社の概要		
	名 称: 株式会社電通ネットイヤーアビーム		
	所在地: 東京都中央区築地		
	代表者: 及川 直彦		
	事業内容: マーケティング戦略のコンサルティ		
	ングサービスの提供		
	資本金: 60,000千円		
	発行済株式数:1,200株		
	当社の所有株式数及び持株比率:240株(20.0%)		
	(4)株式売却の概要		
	- 元却休奴 ·		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	売却益: 8,000千円		
	売却後の持分比率:0%		

【附属明細表】 【有価証券明細表】 該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	91,245	3,350	-	94,596	48,610	9,199	45,985
工具、器具及び備品	149,849	4,055	15,376	138,529	104,405	25,647	34,123
建設仮勘定	-	1,249	970	279	-	-	279
有形固定資産計	241,095	8,655	16,346	233,404	153,016	34,847	80,388
無形固定資産							
ソフトウエア	97,189	22,090	17,990	101,289	40,305	20,901	60,984
その他	7,182	10,300	17,250	232	212	23	19
無形固定資産計	104,371	32,390	35,240	101,521	40,517	20,924	61,003

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(増加額)

建物増床工事3,350千円工具、器具及び備品コンピュータ等1,728千円ネットワーク機器等1,965千円ソフトウエア社内利用ソフトウエア22,090千円

(減少額)

工具、器具及び備品 サーバー等 3,324千円

ネットワーク機器等 3,062千円

ソフトウエア 社内利用ソフトウエア 10,648千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	19,752	3,663	6,557	13,195	3,663
投資損失引当金	25,166	4,833	-	-	30,000
賞与引当金	29,942	-	29,942	-	-
受注損失引当金	698	380	698	-	380

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、子会社の財政状態が改善されたための戻入であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

1 1 7/10 00 17/10	
区分	金額(千円)
現金	53
預金	
普通預金	492,692
定期預金	300,000
別段預金	992
小計	793,737
合計	793,737

口.受取手形

相手先別内訳

区分	金額 (千円)
株式会社博報堂	2,072
ライオン株式会社	840
合計	2,912

八.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
KDDI株式会社	89,014
株式会社ベネッセコーポレーション	51,242
三井不動産株式会社	36,509
スターバックスコーヒージャパン株式会社	30,775
特定非営利活動法人ITコーディネータ協会	25,331
その他	439,099
合計	671,971

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	2 (B)
785,692	3,024,305	3,138,026	671,971	82.36	365 87.96

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二.仕掛品

品目	金額 (千円)
株式会社格付投資情報センター サイト構築	31,199
日本アムウェイ合同会社 サイト構築	4,032
株式会社博報堂 サイト構築	2,715
その他	12,753
合計	50,701

ホ.原材料及び貯蔵品

品目	金額 (千円)
収入印紙	1,062
切手	21
図書カード	10
合計	1,094

固定資産

イ.関係会社株式

相手先	金額 (千円)
株式会社トライバルメディアハウス	95,400
ネットイヤームーヴ株式会社	30,000
ネットイヤーゼロ株式会社	28,342
ネットイヤークラフト株式会社	20,000
株式会社電通ネットイヤーアビーム	12,000
合計	185,742

口. 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
野村不動産株式会社	139,277
中央三井信託銀行株式会社	71,957
その他	100
合計	211,335

流動負債

置掛金

相手先	金額 (千円)
ネットイヤークラフト株式会社	76,612
株式会社トライバルメディアハウス	60,666
株式会社日本経済社	17,850
ネットイヤームーヴ株式会社	12,479
株式会社スカイベイビーズ	10,033
その他	125,625
合計	303,267

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

ALCO AND THE PROPERTY OF THE P		
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内	
基準日	3月31日	
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日	
1 単元の株式数	-	
単元未満株式の買取り		
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取次所		
買取手数料	-	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。http://www.netyear.net/	
株主に対する特典	該当事項はありません。	

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第10期)(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成21年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期)(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)平成21年8月14日関東財務局長に提出

(第11期第2四半期)(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)平成21年11月12日関東財務局長に提出

(第11期第3四半期)(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)平成22年2月10日関東財務局長に提出

EDINET提出書類 ネットイヤーグループ株式会社(E05736) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

ネットイヤーグループ株式会社 取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 大中 康行 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿部 功 印 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計 年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ネットイヤーグループ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ネットイヤーグループ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. 連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

ネットイヤーグループ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 阿部 功 印

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月28日に株式会社モバプロネットの株式を売買により取得し子会社とした。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ネットイヤーグループ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ネットイヤーグループ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ネットイヤーグループ株式会社 取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 大中 康行 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿部 功 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ネットイヤーグループ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべ ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

ネットイヤーグループ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員

公認会計士 業務執行社員

阿部 功 ΕIJ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている ネットイヤーグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者に あり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った、監査の基準は、当監査法 人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行わ れ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸 表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して いる。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ネットイヤーグループ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべ ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月28日に株式会社モバプロネットの株式を売買により取得 し子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。